

日本平和学会 ニューズレター

NEWSLETTER

PEACE STUDIES ASSOCIATION OF JAPAN

第 21 卷第 1 号

2014 年 4 月 25 日

もくじ

- 巻頭言「平和研究の危機と挑戦」 佐々木寛（第 21 期会長） 2
- 2013 年度秋季研究集会概要 3
- 分科会報告 8
- 40 周年記念講演 坂本義和（東京大学名誉教授）
「“いのち”を生かす、たたかいの研究」 18
- 第 4 回日本平和学会平和賞および平和研究奨励賞 19
- 地区研究会報告 21
- 第 7 回全国キャラバンの報告 22
- 地区研究会からのお知らせ 22
- 編集委員会からのお知らせ 22
- 企画委員会からのお知らせ 23
- 3・11 プロジェクト委員会（仮称）からのお知らせ 23
- 平和教育プロジェクト委員会からのお知らせ 24
- アジア太平洋平和研究学会（APPRA）研究大会参加記 24
- エッセイ 平和研究あれこれ「アフリカ外交報道の空洞化現象を憂う」
森川純 29
- 日本平和学会第 21 期役員 32
- 日本平和学会分科会及び分科会責任者一覧 33

巻頭言 平和研究の危機と挑戦

佐々木寛（第21期会長）

日本平和学会は、昨年創立40周年の節目を迎えた。次の40年を見据えつつ、第21期の活動を開始したい。しかし目下、学会を取り巻く状況は困難に満ちている。学会にとってもっとも衝撃的なのは、この国で「積極的平和主義」の名の下に公然と進められている、戦争への準備である。「平和」の定義をめぐるこれまでの私たちの議論や知的な蓄積は、完全に無きものとされた。また未曾有の原子力事故をともなった「3.11」（第二の敗戦）の経験もまた、再び忘却されようとしている。福島第一原発からは依然として大量の放射性物質が漏出しているにもかかわらず、日本政府は原発の再稼働と海外輸出に向けた方針を、手段を選ばず推進している。次の時代に何ら展望もなく、敗戦の経験も忘れ去ったこのような政治の暴走は、私たちの学会に対しても真正面から挑戦をつきつけている。

加えて、「危機」は、私たちの足元からも浮上している。グローバル化の中で行き場を失った人々や若者たち、そして彼らの中に醸成された現状変更への欲求が、草の根の排外主義や反知性主義の回路に連結され、政治の暴走を後押しする傾向も見られる。次の社会への展望がないことによって、「市民社会」もまた閉塞している。大学や地域社会で日々、このような若者の意識変化について実感をもっている会員も少なくないだろう。このような「内憂外患」ともいえる学会を取り巻く困難に対して、今後私たちはどのように向き合っていくべきだろうか。

学会にできることは限られている。しかし、何もできないわけではない。まずは、学会として「平和」に関するしっかりした知的な基準や枠組みを社会に提供する役割がある。これまで学会で蓄積され、共有されてきた最低限の共通認識を学会の外にも積極的に発信する必要がある。「積極的平和主義」や「安全保障環境の変化」など、次々とつくられる新たな「神話」を論理的にしっかりと解体し、それを広く国内外に発信する必要がある。今回、渉外委員会を

改め、「国際交流委員会」を立ち上げたのも、その文脈である。また従来の広報委員会も強化し、その中にすでに前期で始動した「平和フォーラム」を本格化し、時局に応じた迅速な学会発信を図りたい。

また、第21期では、「平和教育プロジェクト委員会」、「『3・11』プロジェクト委員会」、「戦後70年プロジェクト委員会」など各種プロジェクト委員会を立ち上げた。「平和教育」、「3・11」、「戦後70周年（歴史問題）」などの重要な争点について、集中的、かつ継続的に学会活動を展開するためである。現在、各プロジェクト委員会内でさまざまな議論が交わされ、今後次々と新しい活動が生み出されることを期待したい。

現在、多くの学会は、特に若い研究者たちにとって、報告や論文を発表し、研究の世界で制度的承認を得るための貴重な場となっている。平和学会もまた、そのような学会としての制度的な役割が果たせるよう、さらに基本的な課題に取り組んでいかなければならない。そしてそれによって学会誌や学会報告の水準を高め、近年細分化した隣接学会の議論をも先導できるようでなければならぬ。しかし、ただそれだけで完結するならば、何も「平和学会」である必要はない。何よりも多くの分野の研究者が領域横断的に参加し、「平和」をめぐるもっとも切実な問題について共に議論する場であること、そしてそれによって新しい実験や試みが常に生起する場であることこそが、平和学会の存在理由であると思う。またさらに、「平和研究とは何か」「平和学会は何のためにあるのか」といった学問の自己認識をめぐる議論を継続し続けることもまた、平和学会や平和研究の特長であるだろう。

いわば「開戦前夜」といってもよい時代状況の中で、平和学会はこれまで以上に試されている。多くの会員の創意工夫が反映され、響きあうことによる、まさに共歓的（convivial）な力によってこれに対抗したい。

2013年度秋季研究集会概要

日本平和学会設立40周年記念集会

部会1 (グローバルヒバクシャ分科会=環境・平和分科会共同企画)

「放射線被曝の歴史を今に問う—福島第一原発事故を見据えて」

報告：高橋博子 (広島市立大学) 「マンハッタン計画・米原子力委員会・ABCCにみる放射線人体影響研究」

報告：湯浅正恵 (広島市立大学) 「ヒロシマ・ナガサキとフクシマをつなぐ科学言説の陥穽」

報告：豊崎博光 (フリー・フォトジャーナリスト) 「3・1と3・11—放射線被ばく被害の現状」

討論：藍原寛子 (Japan Perspective News (株) 代表取締役、福島大学)

司会：嶋原敦子 (仙台高専)

本部会は、3.11からまもなく3年になろうとしている今、あらためて核による被害と原発事故による被害を同じ射程におさめつつ、広島・長崎とマーシャル諸島、そして福島を歴史的につなぐ視点から、問題構造を共有し、議論することをめざした。

まず高橋会員からの報告では、広島・長崎の被爆者研究が、核の「平和利用」としての原発動員に利用され、むしろ被曝を許容させるための根拠として使われてきたことが指摘された。そもそもABCCは米軍科学者の研究継続のために発足されたこと、米国の防衛計画構築のため、情報はあくまで軍事機密として扱われたこと、そして1950年代にはすでに内部被ばくについての分析から、子供や胎児への放射能の影響が大きいことが示されていたにもかかわらず、3.11後の日本では、子供への影響を軽視した政策がとられてきたことへの批判が述べられた。そのうえで、加害者側にたった人体影響研究ではなく、被ばく者のための研究、被災者を救済するための研究、核による被災者をつくらないための研究に根本から変える必要があることが示された。

次に湯浅会員の報告では、広島・長崎の被爆者12万人のデータに基づく疫学調査による「100msv以下は影響なし」という言説は、すでに学問的正当性を失っているにもかかわらず、なぜ「科学的根拠」となりえているのかについての検証がなされた。例えばIPPNW (核戦争防止国際医師会)は、日本支部以外おおむね脱原発のスタンスにあり、いわゆる20msv問題にも批判的立場を表明したのに対し、IPPNW日本支部(JPPNW)は、子どもに健康被害をもたらすリスクを知りながらも、「反政府活動をすべきではない」との考えのもと政府容認・原発容認の姿勢を貫いたことなどが事例として示された。その他「統計的有意差がない」ことが「影響がない」と混同されている問題や、科学者が科学的知識を述べることを超えて政治的判断を述べていることの問題、さらには国際機関における原子力ムラの存在、いわば原発推進体制が国際秩序となりはてていることの深刻な問題などが指摘された。そのうえで、こうした問題の背景について、ジャン・リュック・ナンシーの論にそった説明が加えられた。本来、私たちが住む社会は、本質的に科学が取り扱えないような矛盾をはらむ世界であり、科学はその部分的な知にすぎない。「100msv言説」は、自らの理論に適合しない現実を政治的に排除するか無視、もしくは「非科学的」として否定し続けてきた結果として、その正当性を維持しえたと湯浅会員は指摘する。したがってこの問題は、科学者・専門家に任せてしまっただけの問題ではなく、私たち自身がどういう社会を選び取っていくのか、そのために何をなすべきかが一人一人に問われている問題なのである、と結論づけられた。

最後に豊崎氏からは、「3.1」のビキニ水爆実験と「3.11」の福島原発事故の共通項が示され、被ばく被害

を捉える際の重要な問題提起がなされた。両者は放射能の放出によって「地球被ばく」を引き起こし、環境・海洋・人体汚染をもたらした点において共通する。また補償についても加害者側が決定・査定するという構図や、被ばく被害の軽視や隠蔽がさらなる被害の拡大を招いてきた点においても共通する。そして豊崎氏は、自らが世界の被ばく地を歩いた経験から「そもそも被ばく被害とは何か」と問いかける。被ばく被害は、放射能をあびせられることによる直接的な被害のみならず、その後の除染や帰郷、補償や医療・介護などによって間接的に繰り返されていく。つまり、人間が人間らしく暮らす生活の基盤が将来にわたって壊されることに他ならない。しかし被ばく被害の痛みへの実感をもたない者が、経済合理性のもとに対策を講じているのが現状である。したがって、まず被害の総体の共有、被ばく者の救済、そして二度と繰り返さないための方策が求められていると結論づけられた。

3名の報告をうけ、福島市在住の藍原会員から、福島の現状を見据えつついくつかの論点が提示された。100msv同様20msv、1msvなどの被ばく基準が、極めて政治的に導かれたものでありながら、あたかも科学的・中立的な数値であるかのように説明され、そのもとで住民間の分断が招かれていることが事例をもとに裏付けられた。また核被害に向き合おうとする動きと、向き合うことを避けようとする動きが同時に存在する現実についても述べられた。被害の実態を直視したくないという思いが、逆に問題を矮小化させる動きに力を貸してしまう。福島に暮らす人々自身が「福島は広島・長崎とは違う、自分達はヒバクシャではない」という逆差別の構図を自らに内面化し問題を捉えようとする状況すら生まれており、大変困難な問題であるという。しかしその一方で、自ら平和と安全を求める動きとして市民団体レベルの学習会やシンポジウムも開催されてきており、こうした動きへの期待も併せて紹介された。

また、会場からも多くの質問が寄せられた。例えば、「安全基準云々ではなく被ばくをゼロに近づけることを求めていくことが基本となるのではないか」、「がん以外の疾病はじめ様々な健康影響についての研究の現状はどうか」、「誰がどうやって、誰を『ヒバクシャ』と決めるのか」、「秘密保護法は現代版治安維持法ともいえ、おそらく原発関連情報も対象となるだろうがこれをどう考えるか」といった質問等が数多く寄せられ、報告者それぞれから適宜応答がなされた。

本部会では、被ばく被害の歴史的連続性、核の軍事利用と平和利用の連続性、また国内・国際社会の加害—被害構造の連続性が問題の根底にあることが確認された。そのうえで加害者側による被害の矮小化と「核の連鎖」に抗うためには、加害者側が提示する被害像に囚われることなく、被ばく地の文化や伝統、土地に根差した人々

の暮らしにもたらされた被害の総体を紡ぎ、共有すること、そこから加害の責任を問ひ、被害者の救済を求める動きにつなげていく必要があることが示された。豊崎氏の言葉を借りれば、「私たちはもはや沈黙も無視も許されない。そういう立場に立っている」のである。この平

和学会においても、3.11 が露呈した諸問題についての継続的な議論と、今日までの国際秩序、平和観に対する根底からの問い直しが迫られていることを、あらためて共有することのできた部会となった。（鳴原敦子）

部会 2 (執行部企画) 「平和学と平和博物館——連携・協力の可能性と展望」

報告：安齋育郎（安齋科学・平和事務所所長／立命館国際平和ミュージアム名誉館長）

「日本平和学会と平和博物館の連携の可能性」

報告：暉峻僚三（川崎市平和館専門調査員）「川崎市平和館『企画展 Plus Three』における連携型企画——ハコものとしての平和啓発施設のこれから」

討論：福島在行（平和博物館研究者）

司会：村上登司文（京都教育大学）

第一報告者として、今回の大会で日本平和学会平和賞を受賞した安齋育郎会員（安齋科学・平和事務所所長／立命館大学平和ミュージアム名誉館長）が、「日本平和学会と平和博物館の連携の可能性」の題目で報告した。安齋氏は、平和博物館の幅広い定義について述べ、「平和創造の主体形成」の展示の困難性について説明した。次に「平和のための博物館国際会議（INMP）」の国際的ネットワークの現状と、1994 年から「日本平和博物館会議」の実務に携わってきた経験から平和博物館の動向などを説明した。平和博物館の展示機能に関連して、いくつかの課題や問題点を指摘した。どの事実を展示し何を展示しないかは、各館なりの歴史観や価値観が反映される。公的な平和博物館においては、時の為政者の価値観で館の展示内容が規制される問題や、加害責任をどう展示するかの問題が生じる。参観者である子どもの発達段階に応じた展示の在り方として、事実としても博物館で見る体験があまりにも衝撃的な場合の課題を指摘した。

平和博物館の近年の発展を受けて、日本平和学会が果たしうる役割として、①既設の平和博物館を調査・研究の対象とする「平和博物館研究」によって、より良い平和博物館づくりや、より有効な平和博物館の活用法を積極的に提言する。②平和博物館がまだ無い地域に平和博物館を生み出すために、社会的影響力を發揮する。平和博物館の開設には、平和博物館の魅力的なイメージづくりや、斬新な構想が求められる。安齋会員の平和博物館研究への期待は大きく、「概念的・理論的研究を基底として、平和博物館が平和創造に果たす効果を高める条件を模索し、対社会的に実践的に提起」していくことを述べた。報告の最後に、2014 年 9 月 19 日～22 日に韓国で開催される「第 8 回国際平和博物館会議」への参加を呼びかけた。

第二報告者として、暉峻僚三会員（川崎市平和館の専門調査委員）が、「川崎市平和館『企画展 Plus Three』における連携型企画——ハコものとしての平和啓発施設のこれから」の題目で報告した。川崎市平和館の課題は、開設から 21 年が経過して平和館を恒常的に利用する人々が高齢化していること、若い利用者が増えないことである。これは他の平和博物館でも見られる現象である。その解決策として暉峻会員は、従来のハコの在り方を再考し、平和を促進するハコとして、展示だけでなく企画やイベントをパッケージとして考えていく必要性を述べる。川崎市平和館では、2012 年度より企画展と、「企画展 Plus Three」を年 3 回行い合わせて 4 回の展示を行う。Plus Three では、各回のテーマを元

に、小学校から大学まで参画を呼びかけ、参画を決めた学生達がテーマについて自ら考え、考えたことをパネルとして出展する。参画者は平和問題について考え、グループワークなどを通じて、平和問題の解決方法を考える機会とする。

参加型の展示やイベントを通じた緩やかなネットワークキングの場所としての平和館という、ハコもののもう一つの在り方を探る試みであり、今後発展が望まれる領域といえる。他方、「企画展 Plus Three」の実施で見えてきた課題として、実施に多くの作業が必要となるが、平和館側に十分な体制が整っていない。協賛する学会員の個人プレーに頼らざるを得ない。平和の展示が「面白そうに見えない」、などが課題としてあげられた。人々が繋がる拠点としての平和博物館は、一つのオプションであり、平和博物館と平和学会の連携が、大きな「巻き込み装置」として働く可能性を秘めていると報告した。

指定討論者として、福島在行会員（平和博物館研究者）が、平和博物館研究の動向を整理しながら、平和博物館の在り方について述べた。平和博物館研究において、研究対象の範囲をどう捉えるかの問題がある。研究領域としての平和博物館研究は、専門学会や専門研究誌がまだないので学問としては未成立といえる。しかし、2010 年代以降も平和博物館の新設があり、研究動向を見ても博物館学、歴史学、平和学などの学界において平和博物館への関心が高まっている。また、平和博物館の教育機能、活動実態、その空間や運営などをテーマとした、多様な視点からの個別研究が増えている。

福島会員は、平和博物館研究の展開として、めざすべき平和博物館と現実に存在する平和博物館の定義を分ける必要性を指摘する。平和博物館研究と日本平和学会との関係として、①多様な研究領域間での協力、②実践に関心がある者の集合、③多面的な議論を展開する場、などを期待する。日本平和学会会員に向けては、平和博物館の教育・研究面での活用と、平和博物館の分析を含めた実践報告を行い、展示について生産的に批評することを期待している。

フロアからは、報告についての質問や、平和博物館に関する情報提供や提案があった。質問として、資料保存（平和アーカイブ）についてどう考えるか、大学には教育と研究だけで充分であり平和博物館が必要か、などの質問があった。暉峻会員は質問に対し、資料保存（アーカイブ化）をどのレベルで行うのか、平和博物館と公文書館・国会図書館などとの差別化が必要である。今後は戦争体験者が少なくなるので、インタビューを取り貯めて映像としてアーカイブとすることが課題と述べた。

安齋会員は、大学が平和博物館を持つ理由として、寄

贈された過去の資料は整理するのが大変であるが、時代考証も行う大学は、資料保存に信頼性がある。モノを社会的記憶として保存することは大学ができる役割であり、平和博物館は大学に固有の社会教育施設となりえる、と答えた。大学の平和博物館が研究者や平和の担い手を育てており、大学の平和学が果たした役割についてフロアから質問があった。安齋会員は、平和博物館は過去の出来事を教える単なる教養型の施設ではなく、今後戦争などを起こさないために平和リテラシーを育てる必要がある、何ができるかを考える場とする。他方で、平和博物館は学芸員を育ててきたが、研究者養成としてはどの学問領域で育てたのかあいまいで、若手研究者が既存の研究領域で評価されにくい課題がある。平和博物館

への政治的圧力への対応については、展示物を考証できる歴史学者や平和学者が研究面で提言したり、平和のための市民運動を結集したりすることが、偏った政治的規制を跳ね返す力になる。また、たとえ平和博物館の展示内容が一時的に変容しようとも、平和博物館群のネットワーク内に留めることが平和な社会をつくる運動としては重要である、と答えた。

以上の報告と討論および質疑応答などで、日本平和学会は、平和博物館の展示のための素材の開発や展示物の考証など研究協力で、また展示への参画により人々を「巻き込む」など人材交流面で、連携・協力する大切さが確認された。（村上登司文）

部会 3：「資源と非暴力：アフリカ人研究者の視点—Another Look at Peace—」

報告：Dr. Mburu Charles Boliko（国連食糧農業機関日本事務所所長）

討論：津山直子（明治学院大学国際平和研究所研究員）

司会：勝俣誠（同研究所所長）

開催校企画の背景として近年 BRICS に代表される新興国の経済成長に伴う資源需給の拡大は 1970 年代の資源ブームに次ぐ第二の資源獲得競争を世界各地で激化させている状況が挙げられる。東アジアにおける中国と近隣諸国との頻発する領土紛争、西アジアにおける産油国出の内戦状況、アフリカにおける大規模な農地取得紛争（Land grab or development opportunity）

Agricultural investment and international land deals in Africa, FAO, 2009 年）などはこの資源の取得をめぐる暴力状況と切り離せない。部会では現代世界における土地・資源を巡るこの暴力状況を資源争奪の主要地域となっている現代アフリカの農地収奪を事例として平和研究（非暴力）の観点から分析し、討論することを目的とした。

報告者は自分の生まれ育った、現在も領域統治が不完全で、外国の資源争奪の絶えないコンゴ民主共和国（キンシャサ）の事例に基づいて発表がなされた。幼年期における家族経営の農業を中核とした内発的経済発展が国際政治経済の要因とそこから生まれる内戦状態などで妨げられていく歴史的背景が紹介され、公正な政治的安定がいかに家族経営農業を基盤とした所得分配効果の高い経済発展を可能にするかの道程を示唆した。その際アフリカの農村の小さな人々が平和の中で生活向上ができるには国際的支援もまだ必要なことも強調された。

討論者はアフリカにおけるこの家族経営農業の基盤を弱体化ないし崩壊させる大規模農地取得の危険が食料主権と農民主権をキーワードとして指摘された。特に日本の ODA によって推進されているモザンビークの大規模農地開発を柱とするプロサバナ事業は、対象地域の小農に十分な説明のないまま政府間で強引に進められまさに

「資源のための暴力」状況を生んでいることが国際的に、特にモザンビークと日本の市民社会からの批難を生んでいることが強調された。そして資源問題を非暴力の展望のなかで取り組んでいくためにはまずは当事者である農民をアフリカ社会で大切にされている価値観である『リスペクト』の視点からの取り組みこそが平和の原点になると結論づけられた。

会場での質疑応答ではアフリカでの「人口増と食料不足」を理由に欧米企業がアフリカ政府に売りこもうとする遺伝子組み換え作物体系の可否が問われたが壇上の参加者はいずれも健全な家族農業の経済的自立に資するとは言えない非現実的なマーケティング攻勢ではないかという見解であった。またすでに東南アジアで促進されているパームオイルの農家契約栽培がアフリカでも導入されているかなどの問いが続いた。

部会のまとめとして司会から現代アフリカの文脈において土地資源問題では何よりもまずそこに暮らしている小農こそ平和研究の分析単位になるべきであり、「市場のアフリカ」とか「経済のアフリカ大陸」といった大企業の自由な進出を前提とした分析枠組みの非現実性が強調された。そして、この小さな人々を分析・行動単位とするアフリカの土地資源問題の具体的取り組みには、土地は耕す者に帰属するという耕作者主義（日本では形骸化の危機さらされている農民解放原理としての農地法第一条の精神：the land belongs to those who till it.）がその基本原理となるべきで、その農民・生産者の権利を維持・拡大するためには生産者が団結することが不可欠であることが述べられた。（勝俣誠）

部会 4（平和運動分科会・琉球・沖縄・島嶼国および地域の平和分科会共同企画）

「日本の自立と沖縄の独立」

報告：川内博史（前衆議院議員）「鳩山民主体党政権と普天間基地“移設”問題」

報告：前泊博盛（沖縄国際大学）「日米地域協定にみる日米関係—終わらない“占領”」

報告：松島泰勝（龍谷大学）「琉球の独立と平和」

討論：石川捷治（久留米大学）

討論：高野孟

司会：木村朗（鹿児島大学）

【本学会の趣旨】4年前（2009年）の本格的な政権交代で登場した鳩山民主党政権は、普天間基地問題で「国外移転、最低でも県外移転」という当初の画期的な方針を貫くことができなかった。昨年末に誕生した第二次安倍自民党政権は、米国の戦争に協力するための改憲、原発再稼働、消費税増税、TPP参加、オスプレイ配備受け入れ、普天間基地の辺野古「移設」案などを推進しようとしている。このような米国と官僚の言いなりになっている今の日本は、ほんとうに主権国家・民主主義国家と言えるのだろうか。

また、沖縄は昨年日本復帰40周年を迎えたが、基地の加重負担という「構造的沖縄差別」は今日まで一向に解消されずに残っている。まさに沖縄は、「米国と日本本土による二重の植民地状態」にあると言っても過言ではない。日本は米国の「属国」であり、沖縄は日本の「国内植民地」であると同時に米国の「軍事植民地」であるというのが実情だからだ。沖縄では、「日本復帰はやはり誤りであった、いま沖縄は独立を本当に真剣に考えなければならない」との声・動きが出始めている。

そこで、平和運動分科会と琉球・沖縄・島嶼国及び地域の平和分科会の共同で立ち上げた本学会では、テーマ：「日本の自立と沖縄の独立」を主要テーマとして、米国－日本（本土）－沖縄のありのままの現状を明らかにするとともに、そうした現状から脱出するための方策を探ることを主な課題とした。

第一報告者の川内博史氏（前衆議院議員）は、「鳩山民主党政権と普天間基地“移設”問題」と題して、沖縄等米軍基地問題議員懇談会会長として普天間基地問題と関わってきた経験を踏まえて、貴重な報告・証言を行った。2010年、当時の鳩山由紀夫首相は、沖縄の米軍基地の負担軽減を模索し、「最低でも県外」と主張して沖縄県の普天間基地移設問題にグアム、テニアン（マニアナ諸島）への国外移転の実現に向けて尽力するなど奔走した。沖縄でも本土でも、どこの自治体も新基地を受け入れる可能性はなかったことを考えれば、アメリカにとっても普天間基地問題「解決」の方向は「国外移設（グアム・テニアン）」以外にはなかった、何よりもアメリカ自身が「海兵隊のグアム移転は抑止力強化のため」と言っているのだからなおさらだという指摘には説得力がある。しかし、結局、「この問題で、鳩山政権が意図的に潰されたと言ってもいい」と当時を振り返って明言したことも大きい。また、在沖海兵隊「定員」1万8000人の問題について、これが実際の在沖駐留米兵の実態とは合

わないもので外務官僚などが作り上げた虚構であることを明らかにしたことも意義がある（孫崎亨、木村朗共編著『終わらない＜占領＞』を参照）。

第二報告者の前泊博盛氏（沖縄国際大学）は、「日米地位協定にみる日米関係——終わらない“占領”」と題して、＜日米地位協定とは何か＞について具体的事例を挙げて詳細に語った。日米地位協定、日米安保の問題は沖縄の問題というよりもむしろ日本全体の問題であること、すなわち日米地位協定の不条理や不合理は実は日本人全体が受けているのに、そのことに気が付いていないことが大きな問題であると指摘した。また、特に具体的な事実として、横田ラブコン（航空管制権）という横田に管制権を米軍が握っているエリアがあり、そこには日本の領空内なのに民間機が入れないのであえて危険な飛行を強いられているという日本国民にはあまり知られていない（隠されてきた）事実を明らかにした。そして、沖縄普天間基地に12機配備されているオスプレイが沖縄全島だけでなく日本本土でも危険な低空飛行訓練を行っていることに触れ、本当に日本は独立国家と言えるのかという重要な問題提起を行った（前泊博盛編著『本当は憲法より大切な「日米地位協定入門」』を参照）。

第三報告者の松島泰勝会員（龍谷大学）「琉球の独立と平和」と題して、最初に琉球が日本の植民地であることを歴史的、政治経済的に論じた上で、プラトンやキムリッカの国家論に基づいて日本による琉球に対する不正義の関係性や、琉球人が主張する「県外移設」論の意味を考えた。次に琉球人が自らの主権を回復することができる理由をルソーの思想や国際法に基づいて考察し、キムリッカのナショナル・マイノリティという概念を用いて脱植民地化の主体として琉球人が形成されてきたことを指摘した。また太平洋諸島や欧州地域における脱植民地化運動が琉球の独立運動と連動していることを明らかにした。現在、尖閣諸島の国有化、島嶼防衛、憲法改悪、集団的自衛権の確立を目指している日本政府の支配下ある琉球が再び戦場になる恐れが高まっており、琉球の平和を実現するためにも独立が現実的選択肢になっていることを論じた。最後に、学際的に独立を研究する琉球民族独立総合研究会において研究と運動の主体を一致させることの意味と、同学会が琉球独立に果たす役割について検討した。

なお、この部会の司会は木村朗会員（鹿児島大学）が担当し、石川捷治会員（久留米大学）と高野孟氏（インサイダー編集長）が討論者を務めた。（木村朗）

自由論題部会①（単独報告）

報告：中村長史（東京大学大学院）

「人道的介入の条件——＜領域国の同意確保過程＞と＜介入の意思決定過程＞に注目して」

報告：齋藤百合子（明治学院大学）

「日本における人身取引対策の批判的検討——被害者認知と支援の課題」

報告：Aastha Ranabhat（Kobe University）

“Consideration of the resettlement decisions by Bhutanese refugees in Nepal”

討論：清水奈名子（宇都宮大学）、高松香奈（国際基督教大学）

司会：君島東彦（立命館大学）

自由論題部会②（単独報告）

報告：村本邦子（立命館大学）、村川治彦（関西大学）、小田博志（北海道大学）

「暴力の世代間連鎖を断ち切る——日本・中国の戦後世代による『和解』ワークショップの試みから」

報告：名嘉憲夫（東洋英和女学院大学）

「領土問題から「国境画定問題」へ——紛争解決論の視点から見た尖閣、竹島、北方四島」

討論：市藤もと子（筑波大学）

司会：岡野内正（法政大学）

第一報告は、村本邦子、村川治彦、小田博志の三会員による共同報告であり、南京大虐殺の舞台となった南京と京都で数年間にわたって継続されている、「和解」ワークショップの実践報告であった。それは、ナチスによる大虐殺の生存者でもあるアメリカの学者を招いて、ドラマ・セラピーの手法を用いたものであった。一世代上の同国人が行った加害・被害の事実と向き合う際の二次的受傷（トラウマ）を避ける工夫をしながら、草の根からの和解と友好に向けて人々の意識の変化を作り出し、こうとするもので、参加者へのインタビューからは、報告者の臨床心理学の知見から、所期の目的を達成したことがほぼ確認できるといふ。

第二報告は、名嘉憲夫氏の自著を踏まえた報告であり、紛争解決論の視点から、尖閣、竹島、北方四島に関して、それはどの国の固有の領土かといった真理問題を討議する領土問題という問題設定ではなく、どこに国境線を置くのが周辺諸国にとっていちばん有利かをともに探究する、国境画定問題という問題設定に置き換えようという提言であった。そのような提言は、有史以来の日本列島の歴史を振り返ってみただけでも明らかのように、近代における領土拡大の流れが、近代化による大日本帝国の形成を頂点として爆発し、それ以後帝国解体の道を歩み続けながら、現代は情報化社会のポスト近代に突入しているという歴史観によって支えられており、領土問題という設定じたいが時代錯誤であるとするものでもあった。

それぞれの報告についてフロアからの若干の質疑応答の後、休憩をはさんで予定討論者の首藤もと子会員が、次のような論点を出した。第一報告については、①個人が体験する暴力の被害と加害とが、被害者加害者双方に与えるトラウマに向き合ってきた臨床心理学が、南京大虐殺のような組織的暴力に取り組むというのが、このワークショップが課題とするものだが、個人と組織（国家）との間には、やはりかなりの距離があるのではないかと。②ワークショップが、ヒーリング（癒し）をめざすとしながらも、二次受傷が避けられないものだとならば、ワークショップでは癒しを達成できないことにならないか？ ③国家間のプロジェクトではなく、市民社会の有志のプロジェクトとしてワークショップが行われていることの意義をどう考えればよいのだろうか？

さらに第二報告については、①尖閣と竹島には住民がいないが、北方四島については、当事者として島の住民（先住民族、元住民、現在の住民）がいるが、これを提案の枠組みの中でどう考えればよいのだろうか？ ②現代世界は、情報社会という意味でのポスト近代に向かっているとはいえ、アジア諸国は、まさに近代化を求めて領土拡張をねらうという歴史の不均等発展のような状態を、どう考えればよいのか？ ③当事者すべてを利する多様な国境のあり方としてどのようなイメージをもてばよいのだろうか？

続いて、これらの論点に対して、報告者の応答と、フロアからの発言が行われた。

第一報告への論点①については、ワークショップを通じて、中国側日本側の参加者どうして、個人のレベルでは、和解と意志疎通の友好関係ができるのに、政府間関係の敵対的な状況に、参加者一同が、いつも愕然としてしまう。しかし、ワークショップ参加以前と比べれば、そのような事態に立ち向かう力のようなものを身に付けていると感じると。②については、一世代前の暴力の事実に向き合うことによって、直接にはなく、二次的に被害あるいは加害のトラウマを引き受けるという意味では、二次受傷は発生するのだが、このワークショップのねらいは、臨床心理学の専門家が、適切な癒しの手法（身体を用いたドラマ・セラピーでの手法など）を用いて、そのような二次的なトラウマを、乗り越えるところにある。その意味では、平和教育全体にとって、二次受傷への適切な対処をどうするかは、大きな課題であり、現在、調査を始めている、と。これに関して、ワークショップの際に、南京大虐殺の生存者による凄惨な証言の話が始まるとともに、眠りに落ちてしまい、証言が終わるとともに、ぼんやり目覚める、という日本側参加者の例が、二次的トラウマを避ける無意識の自己防衛ではないかとして紹介され、フロアからの発言も含めて、平和教育の実践上の課題として注目された。③については、このような市民社会レベルの和解のプロジェクトが相互に連携をとりながら進められている欧米の場合と異なり、日本では、まず、そのような連携をつくることから始めて、政府間関係を動かす流れを作っていくことが課題として指摘された。

第二報告の①については、中央政府だけの外交交渉ではなく、そのような多様な当事者の声を入れる交渉の場をつくることこそが、紛争解決の手法として重要になっていることが指摘された。②については、そのような不均等発展からくる問題、かつての帝国時代の日本を思わせるような中国政府の領土政策が問題であるからこそ、グローバルな同時代の状況としてのポスト近代に合わせた政策転換を迫るような国際社会での相互作用を醸成させることが課題になっている、と。③については、スペインとフランス国境の川の中にある島の領有権が半年ごとに両国間で交代する場合など、さまざまの事例があり、そのような国境画定の多様なあり方がもっと紹介されるべきだとされた。

さらに第二報告の報告者からは、第一報告に関して、「領土問題」という不毛な問題設定が絶えないことの背景には、歴史的なトラウマの問題が大きく横たわっており、その意味でも、第一報告で出されたような、歴史的トラウマに対するヒーリング、癒しを迫る実践と、それを組織化する運動がすすめられることが重要であると指摘された。

以上、司会をやりながらの不十分なメモに基づいて、かなり恣意的な論点紹介となったかもしれない。誤解があれば、訂正のご意見をいただければありがたい。

（岡野内正）

自由論題部会（パッケージ企画）「フクシマ後の核・軍縮問題——“放射性廃棄物”問題を焦点として——」

司会：中村桂子（長崎大学・核兵器廃絶研究センター准教授）

報告：川崎哲（ピースボート共同代表）

報告：嘉指信雄（神戸大学・教授）

討論：湯浅一郎（ピースデポ代表）

東京電力福島第一原子力発電所における事故の後、高レベル放射性廃棄物である使用済み燃料の処理問題の難しさが改めて認識されるようになった。本部会では、原発の燃料となる低濃縮ウランを作る過程から生み出される低レベル放射性廃棄物であるいわゆる劣化ウランも含めた、核燃料サイクルから生み出される廃棄物をめぐるさまざまな問題を取り上げ、核兵器及び劣化ウラン兵器の禁止・廃絶をめざす世界の動きや日本政府の政策との関連で、それらの現状や課題についての検討を行った。

まず川崎哲会員からは、「核軍縮・不拡散と使用済み燃料・核廃棄物問題—日本の課題」と題する報告が行われた。要旨は以下の通り。

イラク戦争などの教訓を経て、軍民両用性のある物資・技術の規制の在り方が国際的に模索されてきた。求められるのは公正な多国間条約による規制であるが、とりわけ核兵器に関してそうした取決めは実現に至っていない。イランや北朝鮮の問題が注目を集める中、核拡散防止の観点から、核兵器開発につながりうる濃縮・再処理を規制することはますます重要となっている。

こうした中で問われているのが、日本のプルトニウム問題である。日本は完全な濃縮・再処理の能力を有している唯一の非核兵器国である。日本の保有するプルトニウムは約 44 トン（2012 年現在）にのぼり、青森県六ヶ所村の使用済み燃料再処理工場の本格運転が始まればさらに年間 8 トン（核兵器 1000 個分に相当）のプルトニウムが生産される。福島原発事故を経て、「脱原発依存」の大きな流れが動き出していると言えるが、日本政府はなお現行の再処理政策を継続し、一部の政治家からは「潜在的抑止力」発言も飛び出している。日本の「余剰プルトニウム問題」は日本核武装の意図に対する世界の疑念を招くのみならず、他の国に同様の口実を与え、実質的に核拡散の誘因となりうる危険性をはらんでいる。こうした点からも再処理政策の早急な転換は必須である。

続いて嘉指信雄会員が「核時代の影としての劣化ウラン弾」と題した報告を行った。要旨は以下の通り。濃縮過程で生み出される放射性廃棄物の軍事利用である劣化ウラン弾は、その問題の所在や重要性が国際政治の中で十分に認識されているとは言えず、また、軍縮問題に取り組む人々

の中でもしばしば副次的な位置づけとみなされてきた。二重三重の意味で「核時代の影」と言えよう。

2007 年以降、4 回にわたって劣化ウラン弾に関する国連決議が圧倒的多数をもって採択されてきた。しかしその内容は使用禁止とは程遠いものである。それでも米、英、仏、イスラエルの 4 か国は反対票を投じてきた。

近年、英国メディアを中心に、イラク、とりわけファールージャにおける先天性障害の増加についての報道が繰り返された。こうした中、世界保健機関（WHO）がイラク保健省を支援する形で先天性障害に関する予備調査を実施した。その結果に注目が集まったが、WHO の結論は「異常な高さを示す証拠はなし」というものであった。この予備的調査に関しては調査方法等に問題が指摘されており、調査データの公開を求めたオンライン署名に多くの賛同が集まっているなど、今後の展開が注目されている。

日本国内における劣化ウランの問題への注目は現状で決して高いとは言えない。しかし福島原発事故を受けた今こそ、劣化ウラン兵器の使用まで含めた一連の核・原子力体制が問い直されるべき時にあるのではないかと。

討論者の湯浅一郎会員からは、核エネルギーという科学技術に依存した文明社会の在り方そのものをあらためて問うべき、との問題提起がなされた。核サイクルが動いている限り、放射性廃棄物は蓄積され、大気や海洋への汚染は続く。そうしたサイクルをどこかで分断することを世界中の市民の共通の課題として認識していく必要があると述べられた。また、湯浅会員は、核不拡散条約（NPT）第 4 条の「奪い得ない権利」が存在する中で、いかに NPT を中心とした現行の核不拡散体制の中で平和利用の在り方を問うていけるか、市民社会が全体像を描きながら協力していくことが重要であると指摘した。

これらの発言を受け、参加者からは NPT の枠内で濃縮・再処理を制限していく可能性、核燃料サイクルに固執する日本政府の真意、劣化ウラン弾使用と補償問題等、多岐にわたる質問や意見が出され、発言者との間で活発な意見交換が行われた。（中村桂子）

分科会報告

「軍縮・安全保障」分科会

「平和を目指すうえでのモラル・アポリア：PKO、平和構築、核兵器廃絶」

報告：大庭弘継（南山大学）「平和維持のダブル・バインド—対立する二つの『民間人保護』」

報告：中内政貴（大阪大学）「平和構築におけるモラル・アポリア—旧ユーゴを事例に」

報告：佐藤史郎（大阪国際大学）「核兵器の使用をめぐる禁忌と逆説」

司会：高橋良輔（佐賀大学）

軍縮・安全保障分科会では、初の試みとしてパッケージ企画「平和を目指すうえでのモラル・アポリア」の枠組みを設定し、三つの報告ならびにフロアを交えた討論が行われた。

まず冒頭では、司会の高橋良輔会員（佐賀大学）より、企画の趣旨説明が行われている。平和研究は「平和」と

いう倫理あるいはモラルを目標として掲げて誕生したアプローチだが、他方で国際政治学では倫理やモラルあるいは規範を掲げることの危険性も指摘されてきた（E・H・カー、G・ケナン、H・ブル等）。たしかに国際政治では、いくつかの規範と規範のあいだの衝突、なんらかの原則を達成しようとするなかでその規範自体を裏切

るような結果がもたらされるパラドクス（逆説）などが生じがちである。そうした事態はむしろ様々な局面で起こるが、今回は現代の国際政治において重要視されている、PKO、平和構築、核兵器廃絶の問題をとりあげ、モラルや規範をめぐる衝突や逆説、あるいは異なるモラルが同時並行的に生じる（アンチノミー）といった現象が検討されている。

第一の発表では、大庭弘継会員（南山大学）より「平和維持のダブル・バインド——対立する二つの『民間人保護』」が報告された。報告者によれば、現在の国連では、武力を積極的に行使して民間人保護を達成する「強靱な平和維持活動（Robust PKO）」の議論が主流になりつつある。だがその目的が平和的・人道的であったとしても、武器を使用すれば無辜の市民を巻き添えにする可能性が生じることは否めない。その際には、国際人道法に基づいて「武器を使用して民間人を殺害してはならない」という規範と同時に、「武力を用いてでも民間人を保護せよ」という方針が掲げられる。まさにこのために、平和維持活動は、深刻な正当性の浸食を被ることになる。同報告では、1990年代以降の平和維持活動のなかで民間人保護がマンドートとなってきたことを確認したうえで、10年以上にわたって混乱を收拾できていないコンゴ民主共和国や、若者を中心とするギャング団が首都を支配しているハイチ共和国における平和維持活動の事例を通じて、この問題が検証された。結局、加害者と犠牲者が区別できない状況では、平和維持活動の司令官は民間人保護をめぐるダブル・バインドに陥ってしまう。そこには兵力や予算の不足といった問題にとどまらないモラル・アポリアが生じているのである。

第二の発表では、中内政貴会員（大阪大学）より「平和構築におけるモラル・アポリア——旧ユーゴを事例に」が報告された。紛争後10年以上が経過した旧ユーゴ地域では、いまなお国際軍事ミッションが駐留し続け、安定した平和はもたらされていない。報告者の問題関心は、平和構築が直面している危機の原因が何であるか、そして有力な国際アクターが平和構築を主導することでいかなる問題が起きているかにある。報告によれば、平和構築の概念は平和維持との一体化によってその内実が拡散してきたが、その一方で早くから国家建設（state-building）への志向も示されてきた。国家建設の主体はもちろん現地のローカル・アクターであるべきだが、紛争の当事者が「望ましい平和」のあり方について合意できる可能性は極めて低い。そのため平和構築では、国際アクターが「公平な立場」を標榜して主導権を握るといった現象が生じてしまう。さらに国際アクターとローカル・アクターのあいだの食い違いは、「国家の枠組み」についての不都合も顕在化させずにはおかない。何故なら、異なるアイデンティティが掲げられて分離・独立をめぐる紛争が生じた場合、国家承認の権限を持つのは国際社会だからである。報告では、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、コソヴォ等、異なる経緯を辿った旧ユーゴスラヴィアの事例を追跡し、そこに生じてきた二重のモラル・アポリアへの対処方法も提案された。

そして第三の発表では、佐藤史郎会員（大阪国際大学）から、「核兵器の使用をめぐる禁忌と逆説」の報告がなされた。同報告では、まず「核兵器の非人道性を語

ることはいかなる意味があるのか」という問いかけが投げかけられている。言うまでもなく、核兵器使用の非人道性は甚大な被害を無差別にもたらし、生き残った被爆者にも後遺症と社会的差別をもたらすところにある。一般に行為の道義性を判断するためには、義務論と帰結主義の二つのアプローチがあるが、前者は核兵器の使用を絶対悪、後者は核兵器を使用するという威嚇を必要悪と考えてきた。その意味で、実はこの両者は核兵器の使用を「道義に反する」とみる点では共通している。ただしそこでは、核の非人道性ゆえにそれを廃絶すべきという議論と、逆にその非人道性ゆえに核の傘に安全保障を依存するという二つの議論が成立する。すなわち核兵器の非人道性を語ることは、まずその使用に対する強い禁忌をもたらし、政策決定者が核兵器を使用し難くする（核のモラルパワー）。この点では、広島・長崎の惨禍を世界に向けて訴えることは決して非現実的な振舞いではない。ところが核兵器の非人道性を語ることは、国家の安全保障のための必要悪として核抑止の重要性を強調することにもつながる（核のアイロニー）。また核兵器の軍縮・不拡散措置を不用意に推進すると、核の傘を失った国家が安全保障への不安から自ら核兵器を保有しようとする可能性が増しかねない（核のパラドクス）。これら「核のモラルパワー」「核のアイロニー」「核のパラドクス」は「核のトリレンマ」を構成しているが、古代ローマのヤヌス神が、一つの身体に二つの顔をもっていたのと同じように、核を絶対悪とみるか必要悪とみるかは核使用それ自体を「悪」とみる点では依然として通底していることが重要である。

以上の報告を受けて、分科会後半ではフロアとの活発な質疑応答が繰り広げられた。残念ながら、そのすべてをここで紹介することはできないが、例えば黒沢満会員（大阪女学院大学）からは、三人の報告者に対してそれぞれコメントが述べられている。まず大庭会員に対しては「ダブル・バインド」という言葉はPKOの議論の際に一般的に使われている言葉なのか、またこのアポリア自体がPKO特有の問題なのか、あるいは武力行使全体に関わるのかが問い質された。また中内会員に対しては、民族間の和解や信頼醸成の必要性について問題提起がされている。さらに佐藤会員には、人道法では核兵器の使用および使用の威嚇の禁止が同列に述べられていることが指摘され、核抑止が実は機能していなかったという最近の議論をどのように考えるかについてコメントが求められた。

いみじくもある参加者が指摘したように、このモラル・アポリアというアプローチはある種の神学論争に陥る可能性もある。だがモラルや規範がまさにある種のパワーをもつがゆえに、それがもたらすダブル・バインドやディレンマには自覚的である必要があると言えよう。なお本分科会での報告内容は、対テロ戦争や防衛戦争、民主化、国家主権および人権といったトピックとともに、大庭弘継・高橋良輔編『国際政治のモラル・アポリア』（ナカニシヤ出版、近刊）に掲載予定である。最後になったが、本分科会の世話人である佐渡紀子会員（広島修道大学）と開催校の明治学院大学、議論に参加していただいたフロアの皆様に厚く御礼を申し上げてこの報告を締めくくりたい。（高橋良輔）

「アフリカ」分科会

報告：小田博志（北海道大学）「遺骨が媒介するポストコロニアルな関係性——ナミビアとドイツを事例として」

報告：徳光祐二郎（広島大学）「紛争後の社会再統合とコミュニティ——シエラレオネを事例として」

討論：藤本義彦（広島大学）

司会：森川純（酪農学園大学）

アフリカ分科会は、22名の参加を得て開催した。二つの報告に、短時間ながらも、活発な質疑応答が行われた。

まず、小田博志会員が「遺骨が媒介するポストコロニアルな関係性——ナミビアとドイツを事例として」と題して報告した。ドイツ領南西アフリカ（現ナミビア）からベルリンに「研究標本」として送られた人骨が、再度、ナミビアに返還される事例を通して、植民地の記憶を巡る問題と、その中で生起する植民地の歴史を踏まえた関係性について論じた。報告内容に沿って要約する。まず、小田会員が本研究課題にかかわることになった経緯を、ヨーロッパにおけるナチズムと植民地主義の間のダブルスタンダードを批判するエメ・セゼールの言葉を引用しながら述べることで、研究課題の意義を明らかにした。次いで、「1 ドイツからナミビアへいかに遺骨が返還されたのか？」では、ベルリン医科大学における人骨コレクションの存在とその史的背景を紹介するとともに、2011年に行われたナミビア代表団への遺骨返還の試みを追いながら、そこで生じている認識と対応上の“きしみ”について分析した。「2 その遺骨の背景にはどのような歴史があるのか？」では、今回返還された遺骨の背景にある「ヘレロ・ナマ戦争」およびシャーク・アイランド強制収容所について解説するとともに、植民地主義とナチズムとをレイシズム理論によってつなぐ役割を果たした医学者（オイゲン・フィッシャー）に言及した。「3 その歴史は現代のドイツとナミビアでいかに記憶されているのか？」では、「記憶のギャップ」をキーワードに第二次世界大戦・ナチズムと植民地主義の間にある溝とそれを埋めようとする実践を紹介した。「4 その遺骨を媒介として、いかなる関係性が生成しているのか？」では、上述の「記憶のギャップ」を前提とする枠組みが遺骨返還を通して変動し、ポストコロニアルな関係性を生み出していつている様子を述べた。最後に、これまでの検討を踏まえて導かれる結論と示唆、そして課題を次の6点にまとめて論じた、①アフリカ植民地とナチズムとの連続性？、②記憶のギャップ、③「和解」の濫用とアマルガムな和解、④人骨流通ネットワークの解明と研究者並びに機関の脱植民地化、⑤ポストコロニアルな倫理、⑥「自然」の脱植民地化。

小田会員の報告は、永原陽子会員（京都大学）等による『植民地責任論—脱植民地化の比較史』研究を拡め・深める意義を持つものであり、またアイヌ民族の遺骨返還問題への日本国家・社会の認識一般と対応についても自省を迫るものであり政策科学的にも大きな意味合いを持つものであった。

小田会員の報告に対しては、人骨が返還されることになったナミビア先住民族について、先住民族の権利条約などとの関連から、ヘレロなどの法的権利関係がどのようになっているのか、あるいは人骨の返還がナミビアにおける先住民族の文化や土地の権利回復につながるものになりうるのか、などの質問がなされた。ナミビア独立

後の土地問題は、アフリカの植民地化支配の負の遺産の払拭、特に南部アフリカ諸国やケニアにおいて重要な意味合いがあるが、時間の制約で討議が十分に展開出来ず残念であった。

次いで、徳光祐二郎会員から「紛争後の社会再統合とコミュニティ：シエラレオネを事例として」と題する報告があった。紛争後のシエラレオネのコミュニティ・レベルの現状と対応に焦点をあてながら、紛争後社会の再統合の意義と課題について論じた。同時に、この分析を通じて、社会再統合の成否に決定的な影響をもたらしうる要因について、コミュニティ側の観点から分析した。まず、国連事務総長報告書などを参照しながら紛争後社会の再統合に関する概念の定義や近年の動向を概観した後、十分に評価されていない側面について言及した。次いで、シエラレオネ紛争とその後の社会再統合の移行過程について分析し、元戦闘員を含むコミュニティの構成員間の信頼醸成が、紛争後コミュニティの深刻な課題のひとつとしてあったことを明らかにした。また、先行研究を批判的に検討しながら、シエラレオネの社会再統合の実態についてなおも解明すべき余地が小さくないことにも言及した。そのうえで、徳光会員が2010年に行ったシエラレオネでの現地調査結果を紹介し、コミュニティの社会再統合プログラムに対する現地住民側の評価を分析した。この分析によれば、社会再統合プログラムの一連の過程を通じて元戦闘員を含むコミュニティの構成員間の協力、協働、共通意識の共有が相当程度に促され、結果的に紛争後コミュニティの共同運営を手助けし、コミュニティの再建に寄与した側面があったことを、現地住民への面接調査の結果を示しながら実証した。他方で、コミュニティによってはほとんど協力や協働がみられなかった事例についても指摘した。そのうえで、元戦闘員の受け入れや元戦闘員と一般住民との信頼醸成に関する成果とは、コミュニティのなかで意識的に行動できる個人や集団の有無、およびその意思と能力の程度が成否に決定的な影響力をもちうることを指摘した。また、だからこそコミュニティの観点からはこうした個人や集団の存在の確保と活用が社会再統合の効果的実施のために重要な課題となりうるということも提起した。

徳光会員の報告に対しては、シエラレオネにおける社会再統合の規模は、シエラレオネ全体ではどのくらいの割合であったのか、あるいはその評価はどうなっているのか、などマクロ的な社会再統合の意義と評価に関する質問がなされた。

徳光会員の報告は、現地調査の結果に基づき、現地社会の視点から紛争後社会の再統合の問題を扱う研究であった。徳光報告は、紛争後社会に焦点を当てているが、さまざまな社会的混乱に普遍化させる可能性を感じさせる可能性を感じさせアフリカ社会の変容を理解するうえで示唆に富む報告であった。

多くの参加者を得、かつ熱心な質疑が行われたことに、感謝している。（森川純）

「環境・平和」分科会

報告：平井朗（立教大学）「脱原発コミュニケーション試論（仮題）」

討論：蓮井誠一郎（茨城大学）

原発をめぐるコミュニケーションは、その主な当事者である東電、政府、自治体、専門家、そして被害者としての当事者を含む市民の、各当事者間のコミュニケーションと、それぞれの当事者内部でのコミュニケーションの全てを含む。現在進行中のコミュニケーションに関する報告がなされた。

原発事故後、当事者内部において、安全か危険か、原発推進か脱原発か、という対立と分断の連鎖が起こっている。特に被害者のなかで、地域の線引き、避難するかしないか、避難先は県内か県外かといったことから、親族間、家族間でもディスコミュニケーションが進行し、避難や「除染」の先にある現実に向き合えない状況が存在し、コミュニケーションが暴力となっている現状がある。この現状に対して、被害者内の対立と分断がなぜ拡大し続けるのかを、コミュニケーションを軸に検証がなされた。

報告者、平井朗会員は、原発事故後になされた東電・政府・専門家によるコミュニケーションの問題に対して、鬼頭秀一氏のリスクコミュニケーション批判を参照しつつ、原発をめぐるコミュニケーションの問題に内在する現代産業社会の問題性を指摘する。脱原発コミュニケーション概念でこれを分析すると、リスクコミュニケーションで行われたことは、パターンリズムに基づいて、専門家による結論の受容をめざすコミュニケーションであり、これは暴力コミュニケーションである。また、リスク判断において、多元性（「破滅性」「未知性」「制御可能性・自発性」「公平性」「信頼性」）の軽視は、不可逆である苦と、快を両天秤にかけたコミュニケーションであり、これは少数者に苦を押しつけることを合理化するコミュニケーションである。そして被害者内の分断・対立・沈黙は、自力更生主体の形成や主体同士の連帯を阻害するコミュニケーションである。この分析に基づいて、この暴力を克服するための提案がなされた。それはパターンリズムに基づく垂直のコミュニケーションに対して、自力更生主体による水平のコミュニケーショ

ンの要素を増やすこと。リスク判断における多元性の軽視によって少数者に苦を押しつけることを合理化するコミュニケーションに対して、自力更生主体による相互理解をめざすコミュニケーション要素を増やすこと。分断・対立・沈黙によって自力更生主体や主体同士の連帯を阻害するコミュニケーションに対して、暴力の意識化、互いのエンパワメントによる自力更生主体の形成によって、主体同士の連携のコミュニケーションへつなげること。このように被害者自身が暴力克服（自力更生）主体となる必要があるが、現実には、その主体形成が妨げられてきた。そこで、熟議による徹底した民主制、当事者による発信、それらの外部者への支援の必要性を指摘し、自力更生主体の活動の現状報告と今後の研究、運動の展望がなされた。

討論の蓮井誠一郎会員は、まず安全か危険かという対立に関して、考える変数が多すぎることが判断及び決断を困難にしている要因であり、どの点に重点を当てるかで判断が大きく異なる現実を指摘した。また二極化の対立が起きていることに関して、二極化したそれぞれの対極の関係よりむしろ、その中間で判断に苦しんでいる人々に焦点をあてる必要性を指摘した。また、リスクコミュニケーションにおいて、放射線リスクの相対化が行われ、結果が同じ（例えば交通事故死と原発事故による死）であれば原因は問わないという論理が展開されているが、原発で破滅するのと津波や戦争で破滅するのでは、問題の次元が異なるという点は、原発の問題性を語る際に重要ではないか、などの指摘がなされた。またフロアからは、党派を越えた市民運動が展開している状況報告、脱原発側が持つコミュニケーションの問題にも注目し、この問題を乗り越える必要性の指摘、内部分断をもたらす構造のさらなる分析作業の必要性、さらに沈黙という行為は現状追認といった否定的な側面だけではなく沈黙による抗議や沈黙によって守られるものもあるのではないかと、また闘い方の多様性の指摘など、活発な議論がなされた。（草島豊）

「平和運動」分科会

報告：木村朗（鹿児島大学）「権力の暴走とメディアの加担——小沢問題とは何であったのか」

報告：仁木啓孝（フリー・ジャーナリスト）「小沢事件の実相——権力とメディアの共犯関係を問う」

討論：石川捷治（久留米大学）

司会：清水竹人（桜美林大学）

最初には木村朗会員（鹿児島大学教員）の報告。「小沢問題」をテーマに、検察の暴走とメディアの加担を論じた。この事件の特異性と詳細については、報告者と鳥越俊太郎氏による共編著『20人の識者がみた「小沢事件」の真実捜査権力とメディアの共犯関係を問う』（日本文芸社、2013年）を参照していただくこととして、本件の実態がいかに権力犯罪の様相を呈しているかに焦点をあて、かいつまんで報告しておきたい。

小沢事件は、西松建設事件、陸山会事件、強制起訴による小沢裁判の三部からなるが、メディアの加担による一種のクーデターとでも呼ぶべき政治的謀略であった。民主党政権の成立は許したものの、小沢政権の樹立を阻止したことで、成功と失敗半半という結果であろう。狙われたのは小沢一郎氏だけではない。鳩山由紀夫氏、

石井一氏までが標的にされたのは、2009年夏の政権交代による既得権益を失うことを恐れた勢力が、これを有名無実化しようと動いたのである。

脱官僚、対米自立、司法・検察・メディア改革など、画期的ともいえる政策案を持っていた民主党政権であったが、それはそのまま相手の脅威となり、敵に回し、反動を呼ぶ。小沢氏を代表から外さねばならない状態で離陸した鳩山政権の失速は、むしろ当然の帰結だったといえる。

それでは、暴走したのは検察だけであったのか。捜査権力を警察や検察に限定する向きもあるが、裁判所という司法権力、とりわけ検察審査会を運営する最高裁を抜きに語るべきではなかろう。どこまでを権力というかは一考の必要があるにせよ、この事件では、民主党政権内

の反鳩山の動きも見逃せない。また、米国の圧力を論ずる人は極めて少ないが、間違いなくあったと思われる。

この事件に関し、メディアは一貫して権力に加担する役割を果たした。とりわけ、朝日新聞と赤旗の論調は徹底しており、結果的には既得権益を大いに利するものとなった。実に不思議である。その一方、権力を批判的な目で監視するという点で、日刊ゲンダイはメディアが有すべき基本点に立ち、終始一貫、冷静に見ていたのではなかろうか。これを受けて、仁木啓孝氏（元日刊ゲンダイニュース編集部長）の報告に移りたい。

一般に夕刊紙と呼ばれる日刊ゲンダイについて、簡単に説明を添えておくことにする。夕刊フジ、東京スポーツとあわせ、この三紙は駅の売店やコンビニで売られる即売紙。勤め帰りのサラリーマンが買うよう、家庭に配布される宅配紙とは重複しない内容でなければならない。日刊ゲンダイは、電車内で読めるよう、ハンドバッグで片手がふさがる女性をターゲットからはずし、カバンを網棚に置く男性だけを購買の対象とした。さらに自民党支持者を捨て、アンチ巨人路線に絞り込む、体制側の保守層を思い切って捨て、市場の四分の一だけをターゲット化。大手企業からの広告収入が期待できない反面、自由かつ真実に迫った内容の記事は、その日に起きたことの中から読者に訴求力あるものになっている。「エロからテロまで、銀行から淫行まで」というたとえに、参加者も大爆笑であった。

ところで二木氏は、小沢問題というのは「空気」であったのではないのかという。日米開戦の前、若手参謀将校たちが彼我の力を比較し、勝ち目がないと判断したものの、それを言い出す空気ではなかったという。大戦中の戦艦大和出撃も、異を唱えることができない空気の中で決定されていった。論理的で冷静な判断ができなくなったとき、非論理的な方針が空気で決まる。このわけのわからない、日本人が左右されやすい空気というものは、誰がどこで醸成するのか。小沢事件の背後にあったのも、アンチ小沢という空気だった。

国策捜査という言葉がある。鈴木宗男氏の73の疑惑で逮捕されたとき、連座する形で逮捕された外務官僚の佐藤優氏に対し、特捜検事の西村尚芳氏が使った。佐藤優氏はそれを、「国家権力が自己保存の本能にもとづいて検察を動かし、刑事事件をつくり出すこと」だと言う。はっきりとは見えないが、時の政権にとって邪魔になりそうな人物を、検察が付度し、先回りして排除する行動である。

検察は、1993-94年のゼネコン汚職事件以来、小沢一郎氏の逮捕を申し送り事項としていた。今回の小沢問題

に関して言えば、民主党の政権担当能力に懐疑的な検察が、自民党の復権を予測し、先回りすることで自己保存を図ったということになる。党を作っては壊してきた小沢一郎氏に振り回されてきた自民党、そしてメディアは、今回の総選挙は20年ぶりに、小沢氏を気にすることなく臨んだという。つまり、自民党も記者も、小沢一郎氏が嫌いなのである。そうした中、取材するメディアが、密着を通り越して権力と癒着すれば、いったいどのような記事が書かれるか。それを読者がどう受けとるか。空気の正体が少しづつ見えてきそうだ。

記事を書くために、記者は情報を得なければならない。司法クラブの記者は、検察と同じ方向を向くことで、それを手にする。検察と記者が「同じバスに乗る」という表現は実に言い得て妙だ。国策捜査という政治権力、検察という自己保身、メディアという小沢嫌いを醸成しながら、社会の中に「アンチ小沢」という空気をつくっていったのである。今、権力がメディアが「安倍さん大好き」という空気をつくっており、それが空気であるがゆえ、容易には崩せない。研究者は、そういった兆候があれば、小さなうちに警鐘を鳴らし、むしろメディアを牽制しなければならない。日刊ゲンダイ25年のキャリアを持つ二木氏の提言である。

討論者の石川捷治会員（久留米大学）が「上からのファシズム」について、まずは官僚が動き、保守反動政党と提携する形でファシズムが進行するという指摘をおこなった。ファシズムは、突出した政治家の暴走のみに起因するのではなく、官僚や検察を含む国家権力、準権力とも呼べるメディアの加担、そして国民の下支えによって形作られていく。平和を壊し、人権をないがしろにするモノが空気できているとすれば、それらが見えず、音を立てず、臭いもないがゆえ、私たちは恐怖感を感じよう。反対に、五感に感じないがゆえに、無いモノとして無視もし得る。自分たちが生み出した空気に、自分たちが呑みこまれていく。この空気の正体を暴き出し、打破していくことは、平和運動の大事な要素ではなからうか。

たとえば、裏金問題は警察、検察だけでなく、裁判所にもある。官邸や外務省の機密費も同様であるが、これまでタブーとされてきた。触れてはならないという空気である。こうした闇にメスを入れることなくして民主主義再生はあり得ないのだが、特定秘密保護法という鉄のカーテンが降りた今、私たちは正義が遠ざかりつつあるという現実を受けとめ、新たな闘いを始めねばならない。平和学会にとっても、試練の時である。（清水竹人）

「ジェノサイド研究」分科会

報告：佐々木和之（プロテスタント人文・社会科学大学〈PIASS〉）

「ジェノサイド後の記憶政策と『和解』——ルワンダの事例から」

司会：石田勇治（東京大学）

分科会は、1994年にジェノサイド（大量殺戮）が勃発し、約3ヶ月で50万人以上が殺害されたアフリカのルワンダ共和国を事例としている。2014年にジェノサイド20周年を迎えるにあたり、本分科会の目的は、ジェノサイドがどのように記憶され、あるいは忘却されていくのかを明らかにすることであった。報告は2部構成で、第1部はルワンダ政府によるジェノサイドの記憶政策に関して、第2部は佐々木氏が長年関わってこられたルワンダの現地NGO・REACHによる和解への取り組

みに関する報告であった。

報告内容に入る前に、ルワンダの政治情勢について簡単に触れておく。ツチの難民第2世代を中核とするルワンダ愛国戦線（RPF）は、前フツ政権を武力によって打倒し、政権を奪取して以来、1959年のフツによる政治・社会動乱から1994年までの期間を「ジェノサイドの歴史」と位置付け、それを「正しく」記憶することを国民統合和解政策の柱の1つとして進めてきた経緯がある。

報告の第1部で佐々木氏は、現RPF政権がこれまで進めてきたジェノサイドに関する記憶政策が、ツチの被害者を排他的に強調するものであり、さらにその傾向が年々強くなっていると主張した。政府がジェノサイドをニャルワンダ語でどのように呼んできたのか。その変遷を辿ると、1996年当時は、ジェノサイドにツチ以外のいわゆる「フツ穏健派」やトゥワを含めた呼び方

(itsembabwoko n'itsembatsembe : ツチ殲滅を意図したジェノサイドを表 itsembabwoko と「フツ穏健派」の殺戮を表 itsembatsembe の合成語)であるのに対し、2008年後半から現在は、ツチに対して実施されたジェノサイドを表す言葉 (jenocide yakorewe abatutsi) に変化したという。また佐々木氏は、2013年4月にルワンダで実施された政府主催のジェノサイド記念集会にて、「殺害されたツチの犠牲者を追悼するために我々は集まった」という様に、「ツチのみが記憶されるべき被害者である」という表現がなされていることを複数回確認した。以上から佐々木氏は、ジェノサイドで追悼・記念されるべき犠牲者の対象が、いわゆる「フツ穏健派」やトゥワを排除した、ツチのみになっている現状を批判する。

現RPFによる記憶政策は、ジェノサイド後の国民和解プロセスに対してどのような意味をもつのだろうか。佐々木氏は、以下の3点に収斂されるものとした。1) 旧政権が実施したジェノサイドの犠牲者になったツチ以外の被害者の存在を不明瞭にすること、2) それらの被害者の遺族から、犠牲者である親族・友人等を公の場で追悼・記念する権利を奪うこと、3) ガチャチャ裁判で裁かれた100万人以上のほとんどがフツであることや、RPF政権の戦争犯罪・人権侵害によってルワンダ国内やコンゴ民主共和国内で犠牲になった多数のフツの存在が隠蔽されている状況を踏まえ、フツの集合的罪悪感を増幅させ、ルワンダ社会においてツチが被害者でフツが加害者であるという二分法的な思考を助長することと考えられる。さらに佐々木氏は、9年間のルワンダ滞在、過去13年間ルワンダに深く関わってきた経験から、ルワンダの多くの人々がRPF政権の記憶政策を支持していないと指摘する。

上記の3点の問題が懸念されるにも拘らず、RPF政権は、政府見解を逸脱する言動を「分断主義」や「ジェノサイド・イデオロギー」(エスニック集団間の対立や暴力に繋がる可能性のある思想)として告発・訴追するため、RPFによる戦争犯罪・人権侵害の被害者は沈黙を強いられ、フツの間に大きな不公平感が生まれているという。現政権は、植民地期以前のルワンダが調和の保たれた社会であったという言説を流布し、ルワンダ人の共通点を強調することなどによって、国民アイデンティティの涵養に努めている。しかし佐々木氏は、この国民

アイデンティティ形成のプロセスと、ツチの被害のみを記憶させフツの被害の忘却を強いる選別的な記憶政策は、相反するものであると指摘し、現政権の国民統合政策が大きな矛盾を孕んでいることを明らかにした。

第2部では、「ルワンダ大虐殺の罪責と和解—修復的正義による和解の可能性をめぐる」という題目で、佐々木氏が長年関わってきたルワンダの現地NGO・REACHによる、ジェノサイドの被害者と加害者の和解に向けた取り組みが報告された。修復的正義とは、被害者、加害者、地域共同体の構成員が、犯罪による害の修復に向け、直接的な会合を通して解決を図るプロセスを指すとしたうえで、REACHは例えば、女性同士の関係修復のための「癒しと和解のセミナー」やグループ活動支援、加害者が被害者のために家を建てて償いと謝罪をし、被害者に赦しを請う「家造りプロジェクト」、現金収入と堆肥の確保という共通の目的のために、参加者が加害者と被害者という立場の違いを超えて共に働く協働養豚プロジェクトなどを実施してきた。「家造りプロジェクト」で和解に至った被害者と加害者の証言などを挙げながら、佐々木氏は草の根の「和解の現場」で学んだことを振り返った。結論として、和解とは、敵対的で歪んだ関係性の変革を通して友好的で健全な交わりを実現することであると、修復的正義に則った被害者・加害者双方の癒しや人間性の回復、共に生きる場としての

「和解の共同体」の形成が求められていると述べた。最後にREACHの今後の課題として、トップダウンで物事が進められるルワンダ社会においてどのように「下からの平和」を創っていくのか、政府による一面的な「正義と和解の枠組み」という制約下においてどのように意味のある活動ができるのかを考える必要があるとした。

第1部・第2部を通じて、フロアからは多くの質問やコメントが寄せられた。ある質問者による「2部構成だからこそルワンダの現状と課題がみえた。第1部では被害者と加害者を二分する現状への危機感、第2部では草の根レベルで二分法を超える発想がうまれていることが明らかになった。ジェノサイドを予防する鍵は何だと思えますか?」という問いに対して佐々木氏は、「草の根における信頼醸成と関係修復の取り組みはとても大切だが、それだけでは弱い。政治的な危機に瀕しても、エスニックな分断を乗り越え、非暴力的な手段に徹して社会変革に取り組んでいこうとする次世代のリーダー層がルワンダ社会に必要だと感じている。そのためにも、現在勤めているプロテスタント人文・社会科学大学にて、平和の担い手の人材育成に尽力したい」と力強く応答し、本分科会はフロアからの大きな拍手で幕を閉じた。

(片山夏紀)

「憲法と平和」分科会

報告：河上暁弘 (広島市立大学) 「安倍政権の改憲論と立憲平和主義」

報告：麻生多聞 (鳴門教育大学) 「『憲法9条と防衛の両立を志向する実践的論考』についての考察」

司会：君島東彦 (立命館大学)

1990年代以来、とりわけ2000年以降、日本国憲法改正をめざす動きが顕著となり、第一次安倍政権(2006-2007)のときにひとつのピークを迎えたことは我々の記憶に新しい。第二次安倍政権の成立によって、改めて憲法改正が大きな政治問題として立ち現れている。2012年12月の総選挙で政権を奪還した自民党が2012年4月に発表した「日本国憲法改正草案」は、同じ自民党が

2005年に発表した「新憲法草案」よりもさらに踏み込んだ「自民党の憲法観」を示している。他方で、松竹伸幸『憲法九条の軍事戦略』(平凡社新書、2013年)という問題提起もなされている。これは麻生氏によれば「憲法9条と防衛の両立を志向する実践的論考」である。今回の「憲法と平和」分科会ではこれら2つのテーマについて河上会員と麻生会員が報告した。

河上会員の報告は、自民党の「日本国憲法改正草案」の詳細な分析・批判であった。まず河上会員は、自民党の改憲のねらいとして、渡辺治氏の見解を引用しつつ、1) 9条改憲による「戦争のできる国家」づくり、2) 新自由主義的改革を実施しうる「決められる政治」体制づくり、3) 国家統合の手段としての新保守主義（天皇元首化・家族規定の挿入等）の3つを挙げる。自民党の改憲案のひとつの特徴は、民衆の側が政府の政治権力に枠をはめるものとしての憲法＝立憲主義の考え方を転倒させて、民衆の側に憲法の遵守を求めるという倒錯に陥っていることである。もちろん、日本国憲法の中に「軍事」を明確に導入することのインパクトは大きい。集団的自衛権行使、軍法会議、緊急事態等が憲法上の位置づけを与えられている。また、人権については、天賦人権説という近代国家・近代憲法の考え方＝アメリカ独立宣言の考え方を否定するようなおまむきがある。全般に人権の制約可能性がさまざまなかたちで書き込んである。最後に、河上氏は96条の憲法改正要件を緩和する自民党の改憲案を批判して報告を終えた。

麻生会員の報告は、松竹伸幸『憲法九条の軍事戦略』の内容を紹介したうえで、それに対する麻生氏自身の評価を述べるものであった。松竹会員の議論は次のようなものである。

これまで護憲派が主張してきた平和的外交戦略だけでは日本の安全保障政策として不十分であり、9条の下で自衛隊を活用する軍事戦略も必要である。現在の日本の安全保障政策は米国主導の度合い、米国への従属が強すぎる。9条の下での抑制的な軍事戦略こそが、米国、中国と適切な関係をつくり出すことを可能にする。こういう主張である。これに対し麻生会員は、1) 未完のプロ

ジェクトとしての9条、統制的理念としての9条の観点強調し、2) 松竹会員が軍事力を肯定する世論に依拠することへの疑問を呈した。

討論においては、憲法9条と自衛隊との関係を説明する憲法学説——9条違反の自衛隊を、長期的に9条に適合するように変革していく政策論——のわかりにくさが議論になった。

憲法学説の多くが自衛隊違憲論に立ってきたのに対して、日本政府（内閣法制局）は（a）国家の自衛権にもとづく自衛力——自衛のための必要最小限度の実力——としての自衛隊は9条の禁止する戦力ではない、（b）9条のもとで自衛隊は日本への武力攻撃を排除するための必要最小限度の実力行使のみ可能である、の2点を骨子とする9条解釈によって自衛隊の行動の法的統制を行ってきた。集団的自衛権行使容認——米軍と自衛隊の更なる一体化——をめざして、政府の9条解釈を変更しよとする政治的動きに対しては、政府の憲法解釈の「護憲的機能」が発揮される。松竹会員の議論もそれと似たところがある。

日本国憲法の平和主義の意味をめぐっては、いま複雑な状況にある。安倍首相が主張する「国際協調主義に基づく積極的平和主義」の概念がそうであるように、松竹会員の議論も、もともと9条が持っていた「ミリタリズム批判」の側面を弱めてしまう。9条の下で戦後日本の憲法研究者、平和研究者が苦悩・苦闘して模索してきた「平和的手段による平和創造」（peace by peaceful means）の努力・挑戦が弱まりはしないだろうか。平和研究者としてこの問題をどう考えるのか、大きなチャレンジである。今回の「憲法と平和」分科会はそのようなことを考えさせられた。（君島東彦）

「東南アジア」分科会

テーマ「東南アジアの今——民主化、人権、市民社会」

報告：上村未来（上智大学大学院）「カンボジア土地紛争における人権 NGO の役割」

報告：根本敬（上智大学）「ビルマ（ミャンマー）の宗教対立——国民の歴史認識をめぐる諸問題」

討論：福永正明（岐阜女子大学）

討論：堀芳枝（恵泉女学園大学）

司会：日下部尚徳（文京学院大学）

2013年度秋季研究集会東南アジア分科会は、「東南アジアの今——民主化、人権、市民社会——」というテーマ設定のもと、上村未来（上智大学大学院）と根本敬（上智大学）の2名による研究報告がおこなわれた。

上村氏は「カンボジア土地紛争における人権 NGO の役割」という題目で、2000年代後半以降にカンボジアで頻発する土地紛争に対する、人権 NGO の取り組みを分析した。その上で人権 NGO が政府や民間企業に与えた影響や市民社会の一つである人権 NGO の活動実態とその役割に検討を加えた。分析は、発表者がカンボジアの NGO、カンボジア人権開発協会（The Cambodian Human Rights and Development Association; ADHOC）のインターンとして土地・自然資源に関する権利部門の調査活動に携わった経験をもとに、主に参与観察から導き出されるものであった。

土地紛争の事例における ADHOC の活動を検討した結果、同 NGO の活動が制度の改善などの根本的な解決に直接つながることはなかったが、メディアを介して政府や企業を批判したり、解決を求めたりすることで、援助供与国・機関の関心を引き寄せ続け、間接的な監視体

制を構築することができていることを指摘した。そして、それらの活動が、土地紛争の状況悪化を防ぐ抑止効果の役割を果たしており、市民社会は政府や民間企業に対して間接的に影響力を行使していると結論づけた。

根本氏は、「ビルマの宗教対立——国民の歴史認識をめぐる諸問題」という題目で報告おこなった。ビルマにおける宗教対立の歴史的背景に着目し、ビルマ国民が抱く歴史認識の問題を、1982年国籍法と植民地期の民族団体の党歌に反映された排他的ナショナリズムに基づく歴史観をもとに論じた。

報告者によると、ビルマでは政府公認の135部族が「土着民族」として認められ、国籍を自動的に付与されている。土着であるか否かは第一次英緬（えいめん）戦争（1824-1826）が始まる前年にあたる1823年以前からビルマに住んでいたかどうかで決められ、1824年以降にビルマへ移住して住みついた人々は「非土着（＝外国人）」扱いられている。

報告者は、ビルマのイスラムは、少なくとも18世紀以降のビルマ王国の時代から生活を営んでいたことが史料で認められるにもかかわらず、ビルマ民族を中心とす

る一般の仏教徒から1824年に降入ってきた「非土着」の人々と認識され、「ビルマ語と上座仏教の国」におけるマイノリティとして「おとなしく」していることが暗に求められてきたと指摘した。

ビルマ独立後、多数派の上座仏教徒と少数派のムスリムとの間で対立が生じることはあったが、言語や服装を通じてビルマ民族化したムスリムの努力もあり、両者は基本的に敵対することなく共存してきた。しかし、1990年代以降、サウジアラビアからのワッハブ派の影響によって、ビルマ人ムスリムの若い世代の一部が服装などでイスラームを強調するようになり、それが仏教徒の反感を買うようになった。さらに現在の民主化に向けた変化のなかで、抑圧的な治安体制がゆるんだこともあり、戦闘的仏教僧侶によるイスラーム批判が湧きおこり、仏教徒のあいだで反ムスリムの感情を引き起こすこととなった。報告者は、現政府は現行憲法の規定に従い宗教の政治利用を禁ずる姿勢をとっているが、その姿勢が末端

まで徹底されていないと問題提起した。

2名の報告の後、福永正明会員（岐阜女子大学南アジア研究センター）と堀芳枝会員（恵泉女学園大学）が討議をおこなった上で、分科会参加者を交えての討論となった。討論では、上村氏の報告に対しては、カンボジアの土地紛争を事例として市民社会を扱う際に、カンボジアのNGOを含む市民社会がもつ特殊性を明らかにするべきであるとの議論があった。ビルマの宗教対立について論じた根本報告に対しては、発表内容に関する議論に加え、スリランカやフィリピン、インドネシアの紛争を専門としている研究者との意見交換が時間いっぱいまでおこなわれた。討論に立った福永から、マジョリティの側が、「マイノリティに対して我慢をしているのは自分たちのほうである」との認識をもつことで、マイノリティの排斥がおこり、紛争に発展するケースが他の地域でもみられるとの指摘がなされた。（日下部尚徳）

「植民地主義と平和」分科会

報告：藤岡美恵子（法政大学大学院）「『人道的介入』と人権NGO」

討論：清末愛砂（室蘭工業大学）

司会：佐伯奈津子（早稲田大学アジア研究機構）

ジェノサイドなど極度の人権侵害が起きている状況の前にして、その被害が最小限になるよう望まない人はまづいないだろう。では、その暴力を止めるためには、なにがなされるべきで、なにがなされてはならないのか。

「脆弱」な「破綻」した国家が「国民」を守れないなら、「人道的介入」や「保護する責任」の名のもとに、国際社会が武力で介入する必要があるのではないか。いや極度の人権侵害を「正義」の暴力で排除することは正当化されるのか。暴力によって極度の人権侵害を止めることは可能なのか。このようなジレンマを、平和研究・運動に携わる多くが抱えているだろう。

藤岡会員は、このような重い問いかけについて、世界的に著名で影響力のある国際人権団体ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）とアムネスティ・インターナショナル（AI）ののってきた立場と行動を分析し、人権の守られる世界の構築につながるのかを検討した。HRWとAIは、武力介入について明確に立場を表明せず、武力紛争において国際人道法が遵守されているか監視することをみずからの使命と位置づけている。一定の条件下で武力行使を容認する（もしくは反対する）両団体の姿勢に対し、藤岡会員は以下の観点から批判する。

第一に、介入する側とされる側の非対称、不平等な関係である。藤岡会員は、欧米諸国が「人権」「民主主義」の名のもとに武力介入することについて、「文明」の名もとの暴力的な植民地支配を想起させると指摘する。戦争に反対しない人権NGOの姿勢は、特定の者だけの人権だけを守り、特定の者から人権を剥奪するような非対称な世界をさらに強化することにつながる恐れがあるという。

第二に、戦争に反対しない人権NGOは、意図せずとも戦争の永続化に手を貸しているという点である。国際人道法違反の監視のみにみずからの役割を限定する両団体の姿勢は、戦争を極力できなくするような国際システムではなく、より戦争をしやすくする体制づくりに荷担してしまう。武力介入によってもたらされる「意図せぬ被害」に対して、誰がどのように責任をとるのかも、あまり議論されていない。藤岡会員は、武力介入を成立さ

せる（正当化する）要件を整えるのではなく、武力介入の是非が問われるような危機的状況になる前に解決を模索すべきだと結論づけた。

討論者である清末会員からは、危機的状況になる前になぜ介入されないのかについて、自身の存在意義、予算獲得のために、危機的状況を必要とするNGOも存在するという事例が示された。たとえば、あるNGOは、イスラエルによって水資源へのアクセスが制限されているパレスチナC地区の人びとに、イスラエル側で購入した（つまりイスラエルに資金は入る）タンクのみを配布した。このような人道支援は、水問題を解決することにつながらないばかりか、「占領ビジネス」という批判を受けている。

清末会員はまた、藤岡会員がふれた「人道的介入」支持論の台頭におけるフェミニズムの役割について、アフガニスタンなどにおいて女性解放が選択的に適用されていることも指摘した。

つづいて、参加者をまじえ活発に討論が交わされた。ルワンダや旧ユーゴが「人道的介入」「保護する責任」の契機となったという報告に対し、冷戦終結後、武力による国益追求の別の理由づけが模索されたのではないかと指摘し、今回の報告が人権NGOの立場に関する分析に焦点をあてたものだと確認された。

そのうえで人権NGOが再考すべき重要なふたつの課題について議論された。

第一に、人権NGOの言説によって、人権侵害の被害者が政治的な主体であるということがみえなくされているのではないかと点である。被害者は、人権を主体的に勝ち取り、政治プロセスにおいて主体として自己決定していく存在である。

第二に、人権が恣意的に利用されている構造のなかで、人権NGOがどのような立場をとるのかという点である。法律（国際法）主導のもとに、人権概念がのつとられる状況下において、人権NGOはもっと素朴に「殺すな」と訴えてもいいのではないかと意見が出された。

著しく人権が侵害されている状況下で、武力による介入も不介入も、新たな被害を避けられない。危機にいた

る以前の介入、暴力を用いない解決を模索していくことが必要であろう。

「植民地主義と平和」分科会では、年1回は「資源開

発と植民地主義」をテーマとし、もう1回は特定のテーマを定めず、分科会を開催する予定です。報告希望者からの積極的な応募を歓迎します。(佐伯奈津子)

「平和教育」分科会

報告：源氏田憲一（実践女子大学）「広島平和記念資料館のボランティア・ガイドの実践における周辺性と中心性」

討論：杉田明宏（大東文化大学）

座談会：野島大輔（関西学院千里国際高等部）& 「平和学入門」受講生徒（7名）

「高校生と語る今の『平和』——高校での平和学の学習を踏まえて」

司会：小島健太郎（成蹊中学・高等学校）

前半では、源氏田氏から、ヒロシマの記憶・記録の保存の一つの取り組みとして氏が着目してきた「ヒロシマピース ボランティア」（以下HPV）に関する調査研究が報告された。HPVが「解説で伝えていること」に関するインタビュー調査データと解説用の「自主作成マニュアル」の分析を通じて、彼らの中に芽生えつつある解説内容の「幹」（＝中心）、と「枝葉」（＝周辺）についての考え方、および、そこに働く求心力と斥力について考察がなされた。報告では、HPVにおいて「幹」はベースとしての客観的事実、「枝葉」は体験・個人的経験と捉えられていること、その背景には資料館という場／平和・反原爆の思想／「事実」をめぐる探究が「求心力」として働いており、「斥力」としては解説を行うHPV自身の個人的な思いや感情（強すぎると「自分だけの世界」になる）等が想定されることが述べられた。最後に、状況的学習論を援用しながら、HPVの学習過程を「周辺の参加」から「十全的参加」への変化ととらえ、HPV集団という共同体において、「なぜ」学ぶのか、学んで「どこ」に行こうとしているのか、という学ぶ行為についての意味や意義について、個々人は有志で問い続けることの意義が強調された。

質疑においては、他のいくつかの平和博物館での事例が紹介されながら、ガイドの背景の多様性や、そのことによる「幹」「枝葉」が変化する可能性や、ガイドの主体性が入ることの意味について意見が出された。

指定討論者の杉田会員からは、源氏田報告に重ねながら、平和ガイドと学習者の関係性が主体－客体の垂直的関係ではなく、暴力・平和の課題を共有する主体－主体の水平的関係であるべきこと、平和ガイドが「平和の創造の主体形成を促す」援助者＝Peace Worker、Peace Role Model（役割モデル）であり、Mediate（仲介）、Interpret（翻訳）、Advocate（権利養護・代弁）、Empower等の多様な機能を有することが指摘された。

後半は、当分科会初の試みとして、野島大輔会員の勤

務高校での「平和学入門」の授業実践の取り組みが、受講生の高校生自身によるプレゼン形式で報告された。この授業では、ガルトウングの暴力・紛争・平和論を理論的な枠組みに使いながら、オレンジの分け合い（個人間）、部活の部室をめぐるクラブ間の紛争の解決（集団間）、家族の休日の過ごし方をめぐる家族のすれ違いの解決（集団内）、学校の運動場開発をめぐる多数の当事者間の紛争の解決といったマイクロからメゾレベルの各演習題にグループ作業を中心として取り組みながら、さらに、その背景にある集団レベルの潜在する深層文化の問題や集団的創造思考法をも学習していった。その基礎の上に超複雑紛争である現実の国際紛争の解決にチャレンジし、17世紀前半ヨーロッパの「30年戦争」という歴史的事象を演習題として紛争の分析とあり得べき解決法を導き出し、最終的には国際連盟のあり方、世界リフォーム計画の提案にいたった。この授業過程がすべて受講生の役割分担によって報告された。

質疑では、明解な枠組みによって結論が導き出されたことについて、全ての物事にプラス・マイナス両面があるので、一面的に考えるべきではないというコメントも出された。また、なぜ歴史的に結果が出ている「30年戦争」のような題材を演習題として使ったのか疑問に対し、高校生から「ロールプレーを行いながら自分たちならどのようにするかと思考することによって、問題を身近に感じながら考えることができた」と意義が語られた。

後半のプレゼンについて付言するなら、従来のように授業者からの報告ではなく、学習者（高校生）側からの報告であり、参加者がその授業実践の効果をよりリアルに実感できたという意味で、貴重な試みであったと言える。授業者の分析やフロアとの討論の時間的余裕が十分確保できればさらに考察が深められたであろう。

(杉田明宏)

「平和学の方法と実践」分科会

テーマ：「ラウンドテーブル——平和研究の方法と安全保障研究の方法」

進行：佐々木寛（新潟国際情報大学）

話題提供：五十嵐誠一（千葉大学）

池尾靖志（立命館大学） 「沖縄・ヘリパッド建設反対の座りこみ現場の視点から」

清水奈名子（宇都宮大学） 「主権国家体制の暴力性と平和研究の課題」

土佐弘之（神戸大学） 「安全保障（と平和）の再定義へ」

Critical Security Studies (& Peace Studies) の特徴と課題」

平和研究と安全保障研究はどのように切り結ぶのか。長い間、いわば相互の「棲み分け」によって十分な対話がなされてこなかったこの問題について、今回、当該テーマを論じるのにふさわしい発題者4名にご登壇いただ

き、自由闊達な議論を行った。以下、簡単に浮かび上がった争点だけをごく簡潔に記録しておく。

まず、安全保障研究と平和研究の「間」にある概念として「人間の安全保障」概念が挙げられる。しかしそれ

は冒頭五十嵐会員が指摘したように（それはたとえば「市民社会」概念と同様）、「安全」や「平和」の言説をめぐるヘゲモニー闘争の文脈から理解する必要がある（たとえば、「人間の安全保障」が内包する矛盾を克服する試みとしての「民衆の安全保障」概念がなぜそれほど人口に膾炙しなかったのかという問題についても、この視点から再検証する必要がある）。清水会員はこれを受けて、近年盛んに議論されるようになった「保護する責任」論をとりあげ、なぜ紛争犠牲者の保護を「安全保障」の課題として国連安保理が行うようになったのか、その事実自体を「主権国家体制の暴力性」の文脈から批判的に分析する必要があるとした。平和研究は、引き続き「安全保障の逆説」の解明という、古くて新しいテーマに焦点を当て続けるべきだろう。また、土佐会員が指摘したように、既存の国際関係理論の中でも特に「批判的安全保障研究（Critical Security Studies）」の潮流は、抑圧からの解放を推し進めるという志向性において日本の平和研究とも共通点があるにもかかわらず、こ

れまで十分に相互対話がなされてこなかった。平和研究のレトリカルな魅力が喪失しつつある中で、平和研究もまた論争的な概念である「安全保障」概念の再定義を継続的に進める必要がある。そしてその再定義には、解放すべき抑圧状況の「現実」をいかに把握するかが最大の争点となるだろう。最後に池尾会員が指摘したように、日本の場合、それは沖縄の「現実」抜きには存在しえない問いである。たとえば、高江のヘリパット建設反対の座りこみ現場の視点、つまり「いのちの尊厳」という視点は、既存の「安全保障」の視点とどのように切り結ぶのか。

これらの発題に対して会場からも多くの質問や議論がなされた。本企画は、安全保障研究と平和研究との架橋を試みる本学会学会誌の第43号（担当編集委員：黒崎輝会員・佐藤史郎会員）の企画とも連動しており、それもあってか、会場には座りきれないほどの参加者が見られ、当該テーマの関心の高さを示した。（佐々木寛）

40周年記念講演 坂本義和（東京大学名誉教授） 「“いのち”を生かす、たたかいの研究」

講演に先立つあいさつで阿部会長が言及されたように、日本は大きな曲がり角を曲がろうとしている。会場には、そうした現状に対して抱かざるを得ない緊迫感と、長年にわたり、日本とアジアの平和研究を牽引されてきた坂本義和先生の講演への期待を抱いた参加者が詰めかけた。

講演は、「戦争とは何でしょうか？」という問いかけから始まった。戦争とは、国際政治学では国家間の争いであると定義されるが、実際に戦争をするのは国家ではなく人間同士であり、戦争とは「人と人の殺し合い」である。人間は、戦争において「国のために」闘うのだが、アジア太平洋戦争が人々に利益をもたらさなかったように、国家と人々の利害は同じではない。そして、国家と人の区別は重要だからこそ、意図的にあいまいにされてきた。国家と人の違いは、また、それらを裏付ける理性と感性の違いであるともいえる。国家は戦争と平和の担い手であり、権利と法が平和の基礎になると考えられている。権利と法は理性の範疇に属するが、坂本先生は、さらにその根底には“いのち”の尊厳への感覚があると強調される。「自然」から生ずる感覚や感性は、理性的な認識に対して劣ったものとみなされがちだが、人間の“いのち”への畏れ（awe）が人間相互を対等な存在として認める平和研究の根本にあるというのである。我々は、こうした“いのち”への畏れあるいは人間の尊厳を感じるとるがゆえに、人と人は殺し合うべきでないと考えてるのであり、これは理性的に説明できるものではない。戦争責任もこの畏れから生ずるものである。国民と称される人々が殺し合うことに対する責任は、一人ひとりが負うべきものであるが、戦争責任を負う主体は国家であるとする事で、人間としての戦争責任はあいまいにされてきた。日本でも、こうした人間としての戦争責任が明確に意識されていけば、歴史認識の問題は起こらなかったであろうと指摘されるのである。

次にお話になられたのは、歴史的および戦争様式の変化により、戦争という殺人についての意識の希薄化、薄弱化が進んできたということである。第1次世界大戦以降、動員や徴兵制により兵士は匿名集団となり、技術が人に代わって効率的な殺人を遂行するようになった。また、民主化運動との重なりによって、軍国主義的な教育を通じた組織的な戦争支持が生み出され、イデオロギー的にも個人の戦争責任が解除された。核兵器が広島と長崎で使用されて後は、核抑止という戦略が考え出されたが、核兵器の使用が前提とされている限り、最善の戦略とは抑止ではなく先制攻撃であり、実際には、抑止は抑止に留まらない。さらに近年では、兵器の無人化により、自国の死者を激減させ、相手あるいは民間人の被害を増大させることができるようになった。冷戦後は、戦争と呼ばれない紛争が増える一方、ブッシュ大統領によって対テロ「戦争」と名づけられた武力攻撃が正当化されたり、シリアにおける大規模な紛争が「内戦」と呼ばれる

ことで見過ごされている。いずれは、身体的な殺傷なしに相手の意識を殺すことが未来の戦争になるかもしれない。

対等な“いのち”の尊厳を否定するマーケットにおける戦争も、本質的には武力による戦争と同質である。グローバル化の中で、戦争でも人間の創造性の競争でもない、新自由主義的な競争が“いのち”を否定し、結果的に戦争と同じく勝者と敗者を作り出している。グローバル化によって国家は規制力を失い、企業利益の追求やマネーゲームによって“いのち”の尊厳の格差と不平等が作り出されている。

講演では、変化への兆しが存在することも指摘された。人の脱国家的移動の増加は、国民の同質性を前提とする幻想の共同体たる近代国家のアイデンティティへの挑戦であり、これによって、世界と社会を成立させるために最も基本的なものは、いのちの尊厳の主体である人以外にはないということが、一層明確になるのではないかとするのである。また、「最後にひとつ」と前置きされて話されたのは、近代世界は地球をこわすことで成立してきた。これをいつまで続けるのか。私たちの時間意識を拡大し（原発の廃炉や放射性廃棄物の最終処分にかかる時間を考えれば、日本ではそうせざるを得ない状況にあるのだが）、人類の“いのち”の未来を考えるべき時が来ているのではないかと投げかけであった。

こうして当日のお話を思い返してみると、平和研究が、理性や知性で解明されたり説明されたり条件づけられたりする生命ではなく、人間として大切に感じる“いのち”を出発点としていること。また、国家間の戦争やそれに類する闘いを大きなテーマとしてきた平和研究は、人間と人間が殺し合う「闘い」だけでなく、対等な“いのち”のあり方を否定するグローバルな競争の激化や貧困、格差の拡大をも見据えたものであるべきだという坂本先生のお考えが、講演タイトル「“いのち”を生かす、たたかいの研究」にこめられていることがよくわかる。国家と人の区別、人間としての戦争責任についてのお話しからは、私たち一人ひとりが人間としての責任を問われているのだということを改めて胸に刻むと同時に、国家とは異なる存在としての人間の感性や力に、もっと希望を持ってよいのだと励まされたようにも感じた。

講演は、「明日、世界が壊滅するかもしれないとしても、“いのち”のためにたたかい続けることが平和研究でなければならない。」「平和とは、平和の状態ではなく、“いのち”のためにたたかい続ける絶えざるプロセスである。」という力強いメッセージによって締めくくられた。曲がりなりにも坂本先生の後に続こうとする私たちに、「たたかい続ける」ことへの主体的な選択を改めて問う言葉が心に深く響く講演であった。

（近江美保）

第4回日本平和学会平和賞および平和研究奨励賞

受賞者と授賞理由

1. 平和賞受賞者

- (1) 安齋育郎（立命館大学名誉教授）
- (2) アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」

1-1. 平和賞選考理由

(1) 安齋育郎立命館大学名誉教授

安齋会員は放射線防護学の専門家として1960年代から原子力発電の危険性を説く講演活動を行なうなどしたため、さまざまなアカデミックハラスメントを被りながらも、真摯な研究姿勢を貫き、平和研究、平和運動および平和教育の分野で顕著な貢献を果たしてきた。

安齋会員は、立命館大学国際平和ミュージアムの第2代館長および名誉館長として数多くの先駆的な試みを手掛けるとともに、同ミュージアム、沖縄平和祈念資料館、長崎原爆資料館、広島平和記念資料館、川崎市平和館などから成る日本平和博物館会議に1994年以来欠かさず参画し、平和博物館の連携強化に重要な役割を担ってきた。また、長崎原爆資料館開設時の監修作業や広島平和記念資料館の改修計画への協力など日本国内の平和博物館の運営に積極的に関わり、さらに、平和のための国際博物館ネットワーク（International Network of Museums for Peace）諮問理事および南京国際平和研究所・名誉所長を務めるなど、国境を越えて平和のための活動を牽引してきた。

平和を推進する安齋氏の活動の幅員は広く、学術的貢献はもとより、原水爆禁止世界大会議長、憲法9条・メッセージ・プロジェクト代表、原爆忌全国俳句大会実行委員長など多岐にわたり、さらに、フィールドワークや

講演をはじめとする市民向けの活動を精力的かつ持続的に行ってきた点も特記される。平和ならざる事実を知り、その原因を知り、その克服の道を学ぶこと以上に、「状況に働きかけてそれを変革する主体を育む」ことの重要性を説く安齋会員の信念が、そこに鮮明に反映されている。

近年にあつて特筆されるのは、2011年3月11日に勃発し、いまだ収束を見ない福島原発事故後の活動である。安齋会員は、放射線防護学者として、政府関係の活動に従事する以上に、福島市での除染や食料汚染検査、外部被曝測定、相談活動など被災者に寄り添うことに心を砕き、避難所での講演や放射線被曝・がれき処理などに関する市民からの問い合わせにも積極的に応じてきた。暴力なき世界を構想する平和学にとって、原発は喫緊の重大な課題にほかならず、安齋会員の揺るぎなき精神に裏打ちされた活動は、平和学の最も先端的な実践といえるべきものである。

高度の専門的知見を、暴力なき世界の実現に振り向ける安齋氏の長年にわたる活動が平和運動および平和研究に果たした貢献は顕著であり、日本平和学会は、その活動を称え、同会員に第4回平和賞を授与する。

(2) アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」

2005年に開設されたアクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」は、戦時性暴力に焦点を当てた記録・展示・情報発信・研究活動の拠点として、とりわけ日本軍「慰安婦」問題に関する理論、運動および社会認識の深まりに特筆すべき貢献を果たしてきた。

開設年に開催された第1回特別展「女性国際戦犯法廷のすべて」と第2回特別展「松井やより 全仕事」は、本資料館が依拠するジェンダー正義および民衆性の理念を集約的に体現し、その後も、常設展示、特別展示、国際シンポジウムなどを通して、本資料館は性暴力なき未来を志向する多くの人々に勇気を与え、その知的・実践的な拠り所となってきた。本資料館は、民衆の視点に立った「慰安婦」関係資料の持続的収集と社会への働きかけにおいて他の追随を許さず、東チモールにおける戦時性暴力や米軍駐留下の性暴力の問題などへの取り組みも

併せ、その活動は、ジェンダーの視座と、人種主義・植民地主義の克服が平和の実現に不可欠であることを内外に広く知らしめるものとなっている。

戦時性暴力の被害者の正義が実現され、戦争や女性への暴力のない社会を希求する本資料館の活動は、人種主義が台頭し、東アジアの国家間関係が緊張する現下の困難な時代状況にあつて、ますます重要性を帯びている。

「慰安婦」問題の解決は、被害者の尊厳の回復を促し、また、性暴力の温床となる社会構造の変革と東アジアにおける平和の達成に本質的な次元で寄与するものにほかならない。明確なコミットメントをもって、ひるむことなく所期の目的を追求する本資料館の誠実な活動が平和運動および平和研究に果たした貢献は顕著であり、日本平和学会は、その活動を称え、同資料館に第4回平和賞を授与する。

2. 平和研究奨励賞受賞者

- (1) 勅使川原香世子『地域医療アクセスとグローバリゼーション：フィリピンの農村地域を事例として』明石書店 2013年
- (2) 林公則『軍事環境問題の政治経済学』日本経済評論社 2011年

2-1. 平和研究奨励賞選考理由

- (1) 勅使川原香世子『地域医療アクセスとグローバリゼーション：フィリピンの農村地域を事例として』明石書店 2013年

フィリピンの農村地域をフィールドとして、「もがきながら」行った現地調査の成果を映し出す斬新な研究書である。医療の近代化や医療アクセスの確保が必ずしも

人々に裨益するものになっていない実情を徹底した調査によって明るみに出し、その構造を批判的に解明している点がとりわけ高く評価される。

現地調査を通して提示される著者の見解は、自らが専門家として従事してきた看護学の知見にも支えられて、随所に、通説的理解を覆す切れ味を見せている。グローバル化の過程で推進される看護師の国際労働移動がフィリピンにおける看護師不足の原因になっていないとの指摘や、医療施設があっても潜在的利用者の医療負担能力がないので、病床不足と分析される地域においてさえ実際には病床占有率の平均値が50%に満たないことを明らかにした箇所などは、ことのほか印象的である。また、「腐敗システム」、「高額医療品・サプリメント販売システム」、「非公式高利貸システム」の実態を暴き、フィリピンの農民が医療市場でサービスを購入するようになりながら、高価であるために途中で治療を断念したり、借金を背負わされるといった事実を明らかにした功績も大きい。

本書の有意な特徴はその研究手法にもあり、人類学的

(2) 林公則『軍事環境問題の政治経済学』日本経済評論社

軍事活動によって引き起こされる環境破壊を「軍事環境問題」という概念を駆使して本格的に分析した研究成果である。生の破壊をもたらす軍事活動の実情を精密かつ批判的に分析し、平和への構想を敢然と提示する。学術的作法を用いて「幸せのイメージ」を紡ぎ出そうする著者の意欲が全篇に映し出されている。

軍事環境問題が顕現する場として、著者は、戦場以上に軍事基地の存在に着目する。戦闘行為が行われていない「平時」に、環境保全の観点から軍事活動を問い直す重要性に注意が喚起される。著者が焦点を当てるのは軍用機騒音問題と軍事基地汚染問題であり、具体的には横田基地と中国チチハル遺棄毒ガス事件が分析の組上りのぼる。訴訟活動を丹念にたどることで、被害の実態が浮き彫りにされる。米国の情報自由法を用いて横田基地汚染の実態をあぶり出し、さらに、米国内基地の実態を分析することで日本への含意を探るなど、分析手法は堅実かつ動的である。補論においては沖縄への視座も提示され、巨大基地建設による自然破壊などへの深刻な懸念が表明される。

現状に対する批判的分析のうえに、本書は、環境再生

観察、文献資料、インタビューを駆使した徹底的な調査は特筆に値する。こうした手法を通じて構造的暴力のありかを丁寧に解き明かそうとする真摯な研究姿勢が、本書に格別の学術的価値を与えている。医療アクセスを推進する政策が、調査対象となった村落においてほとんど恩恵をもたらしていないという現実を踏まえて導かれた「医療アクセス推進から生存基盤確立へと医療政策を転換する必要がある」という著者の見解が、当該村落を越えて広く妥当するものなのかどうか、さらに、高価な近代医療が拡大していく真因はなにか、といった数々の論点について、本書はさらなる議論をよぶものでもあろう。

明確な問題関心と意欲的な姿勢に支えられた本書は、新進の研究者による優れた平和研究の成果として平和研究奨励賞にふさわしいものと評価される。

2011年

としての軍事基地利用に考察を延伸する。政策研究・提言という形をとって表出する著者の構想は、基地問題に臨む平和運動に重要な理論的・実践的示唆を与えるものにもほかならない。その構想は、「公共性」が軍事から環境へと重点を移行しつつあることについての厚みある原理的考察によって支えられていることも特記される。軍事による国家安全保障政策は、「情報の秘匿性」により長く聖域に囲われてきたものの、基地被害が顕在化する今日の時代状況にあっては、環境を適切に考慮した公共政策として再定式化されなくてはならないことを著者は力強く説く。

本書の後背を成しているのは、軍事環境問題の最前線にある人たちに触発された著者の情念であり、平和運動に対する共感の念にほかならない。安全保障の捉え方や近現代技術の発展の総体的評価などについてさらに議論を重ねるべきところもあるが、「軍事環境問題」という分野を独創的に切り開き、平和をたぐり寄せることに真摯に知力を傾注した本書は、新進の研究者による優れた平和研究の成果であり、平和研究奨励賞にふさわしいものと評価される。



受章者の記念撮影 左から 林公則会員、池田恵理子「私たちの戦争と平和資料館」館長、安斎育郎会員、勅使川原香世子会員、阿部浩己第20期会長 (撮影：小田博志会員)

地区研究会報告

以下の日程で各地区研究会が開催され、活発な議論が展開されました。

沖縄地区研究会

沖縄地区研究会（沖縄平和学会 2013）が下記の通り開催されました。参加者はのべ 70 名程度で、充実した質疑応答、熱気あるフロアとの討論が実現できました。

日時：2013 年 10 月 20 日 13：00～17：30

会場：琉球大学文系総合研究棟 302 号室

<第 1 セッション：13：00～15：00>

テーマ：「危機の時代の研究と運動：調査する市民の権利と研究者」

報告者

・河村雅美（沖縄・生物多様性市民ネットワークディレクター/琉球大学・非常勤）

・宮城秋乃（日本鱗翅学会自然保護委員）

・渡嘉敷健（琉球大学工学部/環境工学）

司 会：阿部小涼（琉球大学法文学部）

<第 2 セッション：15：30～17：30>

テーマ「沖縄戦・『具体』と『普遍』をつなぐ——市町村史・証言集づくりの現場から」

報告者

・川満彰（名護市教育委員会）

・吉川由紀（元沖縄愛楽園証言編集事務局・沖縄国際大学・非常勤）

・加島由美子（糸満市教育委員会）

司 会：北上田源（琉球大学・非常勤）

九州地区研究会

第 25 回九州地区平和研究集会（九州平和学会）

日 時：2013 年 11 月 17 日（日）10:00～13:00

（報告者）

・芝野由和（長崎総合科学大学）

「フクシマ——“内から目線”と“外から目線”」

・木村朗（鹿児島大学）

「権力の暴走とメディアの加担——小沢問題とは何か——」

・熊野直樹（九州大学）

「具島ファシズム論と現代日本の政治——“管理・監視ファシズム” 到来の危機——」

司 会：大平剛（北九州市立大学）

討論者：石川捷治（久留米大学）

中国・四国地区研究会

* 広島市立大学広島平和研究所 HPI 研究フォーラムとの共催

日 時：2014 年 1 月 22 日（水）17：30～19：30

会 場：広島市立大学サテライトキャンパス セミナールーム 2

第一講演 中西久枝（同志社大学）「中東の民主化と紛争予防——シリア問題とイラン核交渉の前進を中心に」

第二講演 宇野昌樹（広島市立大学）「シリア内戦に向き合うために」

（討論者）吉川 元（広島市立大学広島平和研究所所長）

中部地区研究会

日時：2013 年 11 月 30 日（土）14：00～17：00

会場：南山大学 名古屋キャンパス R 棟 32 番教室

テーマ：戦争と安全保障を問い直す

（報告者）

・佐藤誠（立命館大学）「過去の戦争、未来の戦争、そして現在の戦争——日本人の戦争認識についての一考察」

・南山淳（筑波大学）「『再定義』後の安全保障と批判的安全保障研究——理論／実践の政治学をめぐる」

（討論者） 杉山知子（愛知学院大学）

大庭弘継（南山大学）

（司 会） 佐藤史郎（大阪国際大学）

懇話会 * 南山大学社会倫理研究所との共催

日 時：2013 年 12 月 14 日（土）15：00～17：30

テーマ：移行期正義のジレンマ——国際社会による正義の追及は可能か——

会 場：南山大学 名古屋キャンパス R 棟 31 番教室

講 師：望月康恵（関西学院大学）

コメンテーター：寺田俊郎（上智大学）

司 会：山田哲也（南山大学）

関東地区研究会

関東地区研究会はさる 3 月 22 日土曜日、午後 2～5 時、大阪経済法科大学東京麻布台のセミナーハウスにて下記の通りの報告会をおこなった。ちょうど前村井吉敬会長（上智大学名誉教授）の一周忌とも重なり、その教え子たちの発表であったため、村井氏を想う人々が 53 名集まった。研究会のあとの懇親会も盛況であった。

テーマ：「小さな民」から考える激動のアジア

（報告者）

・日下部尚徳（文京学院大学）「NGO と住民——バンングラディッシュにおける NGO の活動変容分析を基にした一考察」

・堀場明子（上智大学アジア文化研究所客員研究員）

「紛争後のアンボン——宗教対立を乗り越えて」

・権香淑（早稲田大学アジア研究機構招聘研究員）

「日夏英太郎の軌跡をめぐる試論的考察（仮）」

（コメント） 大江正章（コモンズ代表）

勝俣誠（明治学院大学）

（司 会） 堀芳枝（恵泉女学園大学）

第7回全国キャラバンの報告

日本平和学会第7回全国キャラバン「北東アジアにおける平和の再定義」（九州地区研究会と共催）
 日時：2013年11月16日（土） 14:30～17:30
 会場：北九州市立大学（北方キャンパス）本館 E-512 会議室5階

基調講演：菅英輝（九州大学名誉教授）「オバマ政権のアジア戦略」

報告：

・ 総田芳憲（北九州市立大学）「北朝鮮の核兵器開発問題と日本」

・ 木村貴（九州国際大学）「誰が保護をするのか——『北のスパイ』とされた在日韓国人たち——」

司会者：大平剛（北九州市立大学）

討論者：黒田敏郎（新潟県立大学）

尹明憲（北九州市立大学）

地区研究会からのお知らせ

・ 関西地区研究会のお知らせ

日時：2014年5月31日（土）13:00～17:00

場所：立命館大学アカデミア立命21（国際平和ミュージアムの建物）406会議室

報告：肖航（大阪大学大学院国際公共政策研究科博士前期課程）「日中両国における若者の相手国に対する態度

と認識——学校教育とメディアが与える影響を中心に」

報告：竹本真希子（広島市立大学広島平和研究所）「ロベルト・ユンク生誕100周年記念資料展（5月13日～6月1日、於立命館大学国際平和ミュージアム）によせて」

編集委員会からのお知らせ

『平和研究』第44号（2015年5月刊行予定）への投稿の呼びかけ

本号は「地域・草の根から生まれる平和」を特集テーマとします。

国家や国際社会を主役として語られる「大文字の平和」ではなく、その視野から外れてしまいがちの地域や草の根の人々が生み出す「平和」とはどのようなものでしょうか。強者が「計画」し、上から「介入」してもたらそうとする「平和」ではなく、地域で生きる人々自らがつくり出す「平和」もあるのではないのでしょうか。実際にはある「地域・草の根から生まれる平和」が、これまで捉えられてこなかっただけではないのでしょうか。この「小文字の平和」の独自の力とはどのようなものでしょうか。

これらの問いに答えるためには、まず平和研究が、地域で生きる人々の多様な声を聴き取る耳と、現場で生まれ続けている平和を捉える眼とを得なければなりません。地域に根ざした研究を進めている文化人類学、社会学、経済学、政治学をはじめとする諸分野の知見を結集し、生きる場で実践されている「平和」への扉を、この特集において開きたいと考えます。

ついでには、この特集テーマに関わる投稿論文を募集します。ふるってご応募下さい。

また、この特集テーマ以外にも、平和研究の発展に貢献する論文であれば、「自由投稿」の枠で投稿を受け付け、査読の対象といたします。

投稿された論文は査読のうえ、編集委員会が最終的な掲載の可否を決定いたします。

分量：1万6000字以内（厳守）

投稿の申込み締切り：2014年5月31日（土）

投稿原稿の提出締切り：2014年8月31日（日）

投稿申込み方法：（1）論文仮題、（2）要約（1500字程度）、（3）住所・電話番号・ファックス番号・メールアドレスを下記の応募先までお送りください。なお、申込みの際には、受領の確認メールを返信いたしますので、万一返信がない場合は再度ご連絡ください。

応募先：小田博志（北海道大学）

oda(a)let.hokudai.ac.jp ならびに福武慎太郎（上智大学）fukutake(a)sophia.ac.jp 両編集委員宛にお送りください。

企画委員会からのお知らせ

2014年度 秋季研究集会 自由論題部会（パッケージ提案）の募集

日本平和学会では、2014年度秋季研究集会での自由論題部会のパッケージ提案（報告・討論・司会をパッケージにしてご提案していただくもの）を募集します（単独での報告希望者は、別途募集内容を参照してください）。

開催日及び会場

2014年11月8日（土）～9日（日）
於・鹿児島大学
（自由論題部会（パッケージ提案）の開催日は2日目を予定しています）

応募可能な方

- ・部会構成員の全員が日本平和学会会員または応募の時点で入会申請書が受理済の方
- ・過去2年間に開催された研究大会・研究集会の部会および自由論題で報告を行った会員は、原則として応募できません。

応募方法

パッケージ提案の代表者の氏名、所属、連絡先（e-mail アドレスを含む）、部会のテーマとその趣旨、部会の構成、各報告者名とそれぞれの報告題目およびその概要（1000～1200字程度）を記し、下記の日本平和学会企画委員長宛に、郵送または電子メールでご応募下さい。

2014年度 秋季研究集会 自由論題部会（単独報告）の募集

日本平和学会では、2014年度秋季研究集会における自由論題部会の報告希望者を募集します。（自由論題部会のパッケージ提案については、別途募集内容を参照してください。）

開催日及び会場

2014年11月8日（土）～9日（日）
於・鹿児島大学
（自由論題部会（単独報告）の開催日は、通例では初日の午前中ですが、現時点では未定です。）

応募可能な方

- ・日本平和学会会員または応募の時点で入会申請書が受理済みの方
- ・過去2年間に開催された研究大会・研究集会の部会および自由論題部会で報告を行った会員は原則として応募できません。

応募方法

報告を希望される方は、氏名、所属、連絡先住所およびe-mail アドレス、報告タイトル、報告の概要（1000～1200字程度）を記し、下記の日本平和学会企画委員長宛に、郵送または電子メールでご応募下さい。

なお、採用させていただくパッケージ提案につきましては、企画委員会から若干の変更などをお願いする場合があります。

締め切り 2014年6月30日（月）

（郵送の場合は30日必着）

選考方法と結果の通知

企画委員会において選考を行い、採用の可否を2014年7月下旬を目処に、応募された代表者全員にお知らせいたします。

応募・問い合わせ先

君島東彦（日本平和学会第21期企画委員長）
〒603-8577 京都市北区等寺院北町56-1
立命館大学国際関係学部
TEL: 075-466-3541（研究室）
075-465-1211（事務室）
E-mail: kimijima(a)ir.ritsume.ac.jp
（送信の際には(a)を@に置き換えて下さい。）

締め切り 2014年6月30日（月）

（郵送の場合は30日必着）

選考方法と結果の通知

企画委員会において選考を行い、採用の可否を2014年7月下旬を目処に、応募者全員にお知らせいたします。

応募・問い合わせ先

君島東彦（日本平和学会第21期企画委員長）
〒603-8577 京都市北区等寺院北町56-1
立命館大学国際関係学部
TEL: 075-466-3541（研究室）
075-465-1211（事務室）
E-mail: kimijima(a)ir.ritsume.ac.jp
（送信の際には(a)を@に置き換えて下さい。）

3・11プロジェクト委員会（仮称）からのお知らせ

第21期執行部のもとで、3.11に学会として正面から向き合い、組織的に継続して研究・協働・支援をしていく委員会がたちあがりました。文明論的な広い視野をもちながらも、焦点は原発と放射線問題にフォーカスして、学会内外のさまざまな活動主体とも連携しながら、活動していきます。社会科学だけでなく、哲学や倫理学、環境学、物理学や医学など、学会のもてる力を結集したいと考えています。

そこで、原発や放射線問題について、学会内部で会員個人や会員を含むグループでどのような活動が行われているのか、知りたいと考えます。どうか、皆様の知る活動内容について、委員長の蓮井誠一郎（茨城大学。連絡先：hasui(a)mx.ibaraki.ac.jp）までお知らせくださいますようお願いいたします。その際、活動主体の連絡先を添えていただければ幸いです。（委員長・蓮井誠一郎）

平和教育プロジェクト委員会からのお知らせ

日本平和学会では、今期の新会長のもと、新しく「平和教育プロジェクト委員会」が立ちあがりました。会長の主な意図としては、この委員会は、学会開催時に、小中高教師等などを含めた学会参加者を対象とし、具体的・実践的な平和教育に関するワークショップ等の提供（学会の知の共有）を企画・運営するということです。また、徐々に研究や他機関との連携なども視野に入れていると思っています。

この委員会では、上記の仕事を行うグループは「平和教育ワークショップ・ワーキンググループ」と名付けました。さらに、「平和博物館ワーキンググループ」を立ち上げ、平和博物館とどのように連携するか等の議論を始め、学会と平和博物館との関係を深めるための実践や研究を行います。

両ワーキンググループのメンバーは、両テーマにそれぞれ深くかかわっており、自動的に有機的なつながりができる見込みです。しかし、未確定要素が多いプロジェクト委員会です。平和学会の会員の皆様のご経験・研究から学びながら、学会として社会に何が提供できるか模索していきたいと思っております。お力をお貸しください。

具体的には、当委員会のスカイプ会議を何度か持ったあと、両ワーキンググループのメンバーを含めた日本平和学会会員が一堂に会って話し合う機会を、6月の学会にて開催することになります。6月22日（日）に、平和教育プロジェクト委員会の会合を予定していますので、ご関心をお寄せ下さる会員の皆さまには、ぜひともご参加いただけますよう、お願いいたします。

（委員長・奥本京子）

アジア太平洋平和研究学会（APPRA）研究大会参加記

山根和代会員と浅川和也会員が、アジア太平洋平和研究学会（APPRA）の研究大会に参加した時の模様を記した手記を寄せて下さいました。学会ウェブサイトでも紹介されていますが、ニューズレターでもご紹介いたします。山根会員は2001年から2013年までの大会の記録、浅川会員は2013年大会の記録です。

APPRA 大会に参加して（2001～2013年）

2013年11月12日から14日まで、タイのバンコクでアジア太平洋平和研究学会（APPRA）大会が開催されました。これまで2001年フィリピン、2006年インド、2009年台湾、2011年立命館大学で開催された大会に参加しましたが、簡単にこれまで参加した大会について振り返り、今回の大会について印象に残ったことについて執筆してみたいと思います。なお以前参加したAPPRA大会については、高知市で発行されている『雲母』という女性誌に執筆してきました。それをもとに今回以前のAPPRA大会を振り返ってみたいと思います。

1. 2001年フィリピンのタガイタイにおける APPRA 大会

2001年の12月8日から10日まで、フィリピンのタガイタイ市（Tagaytay）で APPRA の会議が開催されました。会議上はカトリック教会の建物で、貧困のために売春をせざるを得なかった恵まれない女性を更生させる所でした。マニラ市のごみごみした所とは異なり、湖が見えるメアリッジという緑の豊かな所がありました。テーマは「アジアと太平洋における平和理論と実践の再構築」でした。大会は Mary Soledad L. Perpunan さんによって組織されましたが、彼女は IPRA Commission for Women and Peace (now Gender and Peace) の創設者の一人でした。またクインズランド工科大学の John Synott 教授は Commission for the Rights of Indigenous People の創設者の一人でしたが、彼もフィリピンでの APPRA 大会の組織に貢献されました。フィリピンの Mary さんは女性として初めて APPRA の事務局長に1998年に選出されました。彼女は Third World Movement Against the Exploitation

of Women やフィリピンの NGO の協力を得て、見事に大会を成功させました。しかし残念ながら2011年には亡くなられました。

フィリピンでの APPRA 大会では、白人は少数でした。カナダの大学院生、オランダの女性教師、カナダのウエーカー教徒夫妻、フィジー在住のカトリック神父など白人の参加者はいましたが、参加者のほとんどが黄色人種でした。カナダの若い女性は「少数派である体験は、貴重だと思う」と述べていました。韓国、タイ、台湾の女性は、日本人とよく似ていて、知り合う前から親近感を感じたので不思議でした。またインドとパキスタンの研究者同士は、すぐ友達になっていました。国同士はカジュアルをめぐって対立していても、個人のレベルでは仲良くなれるところが、このような会議の好いところでしょう。

会議では机を丸く並べ、自己紹介から始まりました。日本の参加者は、国際平和研究学会事務局長の児玉克哉氏（三重大学）と沖縄キリスト教短大元学長の原喜美氏、カトリック修道女の方、と私の四人でした。原先生は85歳で出席され、参加者は大いに励まされました。娘さんがいらっしゃるオーストラリアで大腿骨の骨折をされたのですが、そこでは寝たきりにならないよう、リハビリに力を入れるとのことでした。日本の病院では看護婦不足で寝たきりにされがちなので、その相違に驚いてしまいました。原先生は杖を突いていらっしゃいましたが、日本の憲法九条が気になって会議に参加することにしたそうです。

参加者が所属する国は、韓国、台湾、カンボジア、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、パキスタン、インド、フィジー、オーストラリア、イギリス、アメリカ、カナダ、オーストリア、オランダと様々でした。しかし中国からの参加者がなくて残念でした。会議のテーマは、「アジア・太平洋地域における平和理論・実践の構築」でしたが、発表原稿は用意していてもそれを読むと聞いている方は眠くなるので、口頭発表にしてほしいと依頼がありました。私は世界の平和博物館、日本の平和博物館、特に高知の平和資料館「草の家」の活動を中心に話をしました。平和博物館では、平和研究、平和教育、平和活動が総合的にできるのではないかと述

べると、「それはいいやり方だ。手引書のような物があれば、入手したい」、「フィリピンの子どもを日本の平和博物館に連れていきたいので、どんな所があるか、教えてほしい」、「日本の平和博物館が、カンボジアの平和博物館を援助することは可能か」など、様々な反応がありました。フィリピンでは、平和運動が盛り上がりつつも、それを記録して、次の世代に伝えていくことがあまりできていないそうです。情報を交換し合うと、お互いに学ぶことが多いと改めて思いました。またマスコミは、対立は紛争ばかり報道して、その解決のための努力をしてもほとんど報道していないことに、改めて気付きました。

フィリピンでは、八割以上がカトリック教徒で、イスラム教徒は少数派です。南部のミンダナオでは、その対立ばかりが報道されがちですが、平和への努力をしていますのを知りました。貧困の問題が大きく、男性の寿命は66歳、女性は54歳という低さに驚きました。貧困をなくし識字率を上げる取り組みの結果、対立していたカトリック教徒とイスラム教徒がお互いに尊敬しあうようになったという話を聞きました。マスコミは、対立ばかり報道しないで、もっと平和への努力を報道すべきでしょう。南西太平洋にあるフィジーという国の参加者から、先住民フィジー人とインド系の対立、そして和解への努力をしているのを知りました。1874年にイギリスの保護領になり、1970年にイギリス連邦の一国として独立。人口は大体80万人です。1879年から1914年にイギリスによってフィジーの砂糖栽培に移されたインド系の人々は、ヒンズー教徒とイスラム教徒、フィジー人はキリスト教徒が多いそうです。人種的宗教的対立だけでなく、土地をめぐる対立が激しい中で、女性がお互いの不信感を無くすために活動しています。女性は、夫や息子の考えを変えるのに大きな力を発揮しているそうです。ある迷信がもとで男たちが対立していると、母親、祖母、伯母などが行って仲介をしたなど、興味深い話がありました。

女性は仲介者として重要な役割を果たすという話は、カナダの大学教授からも聞いたことがあります。彼はカナダの農村の家庭を訪問し、母親の果たす役割を研究されていました。父親は息子に農業の後継者になってほしいと思っても、反発したり、都会に出て行ったりして、困難な場合が多いそうです、しかし母親が父親と息子の間に入って、問題を解決することが多いそうです。家庭でも地域でも女性が果たしている役割が大きいの、日本でも同じでしょう。しかし北欧のようにもっと国政レベル、また国際的レベルで、調停者として力を発揮することがまだまだ少ないように思われます。

ビルマからザンという女性が参加されていました。ちょうどアウン・サン・スーチー女史のノーベル平和賞10周年を記念して、大会参加者に黄色いリボンをつけて下さいました、彼女は軍事政権が支配している「ミャンマー」という国名より、「ビルマ」という国名を好むと述べていました(従って、ここではビルマという国名を使用します)。1988年、軍事政権が民主勢力を弾圧した際、多くの人々がタイや中国との国境に逃亡しました。タイに逃亡中、子どもは2週間食料がなく、餓死した子どもがいたそうです。また逃亡中出産をした女性は、子どもに着せる服がなくて困ったことなど、話してくれました。会議に参加する費用がないので、APPROでその費用を負担しましたが、彼女は内緒で会議に参加したそうです。本名がわかると逮捕されるかもしれないので、

仮名のザン・ブルーミング・ナイトを使っていました。今のビルマは夜のように暗いので、花が咲く、民主的なビルマにしたいという願いを込めたのでしょう。

タイとビルマの国境には、10万人の難民がいて、8ヶ所に収容所があるそうです。そこにはオランダ、フランスのNGO、イギリスのBBCなどから援助があるものの、医薬品をタイの役人が半分とって困ると述べていました。彼女はオランダの大学へ行ったことはないのですが、通信教育を受けて学校の先生をしていました。

1996年タイの国境付近の難民キャンプで、女子学生がビルマ女性連合を結成し、民主的なビルマの建設を目指して活動しているそうです。平和教育をし、裁縫、絵葉書作りをしていました。ザンさんは、ビルマの織物でできたカバンとカレンダーを持ってきていました。自分が着る服は民族衣装3着だけで、カバンなど可能な限り持ってきたそうです。会議の参加者はそれらを買って資金作りに協力しましたが、それでも余ったので、私は残りを全部買って日本に持って帰ることにしました。その資金で、難民が使うせっけんと服を買うとのことでした。持ち帰ったカレンダーなどは、平和資料館「草の家」で扱ってくれました。このような第三世界の人々と協力して活動することも、今後の課題になるでしょう。台湾からは女子大生が参加し、実に積極的に活動しているのに感じました。2001年9月に台湾平和財団を創り、インターネットを通して若者に働きかけているそうです。保育園における平和教育の推進、ラジオ番組での民族問題の取り組み、ゼミに外国人を招待して異文化の交流会を企画、韓国や中国の学生との交流などを行っているそうです。

女性の問題として、日本軍に性奴隷として働かされた中国女性、家庭内暴力、10代の妊娠問題、性教育などがあります。1990年代に多くの女性団体が誕生し、台北には女性センターが10ヶ所作られたそうです。

日本に帰ると、早速女子大生のベッシーさんから電子メールで、イギリスの平和博物館について問い合わせがありました。ブラッドフォードでは平和博物館建設を目指していますが、市の中心部にある平和美術館を紹介すると、早速2月に訪問したそうです。やはり大会での情報や意見の交換をすると、活動の輪が広がることを実感しました。

印象に残った発言として、「平和を実現する活動は、花を栽培するのと同じように根気がいる」。「夜明けは必ずやってくるので、地道に活動することが大切である」。また韓国で平和教育を推進し、日韓の若者の興隆を促進している女性研究者は、「日本人とどのように草の根レベルで交流をしていくかが課題である」と述べていました。

会議の後、マニラにある退役軍人の建てた博物館へ行きました。第二次世界大戦中、日本軍がいかにもフィリピンの人々を支配し、またフィリピンの人々がどのように抵抗したのかが展示してありました。刀でフィリピンの首を切ろうとしていた日本の兵士、女性を強姦した兵士など、目を背けたくなるような展示でした。しかし日本の歴史の教科書にはこのようなことは書かれていません。日本とフィリピンの若者が出会うと、歴史認識が異なるので、相互理解が困難なことがあることが考えられます。今後、日本の歴史教科書の内容を充実させること、またフィリピンと日本の若者の交流が大切であることなど、考えさせられることが多い訪問でした。

なお2003年8月21-24日にはカンボジアで APPRA

大会が開催され、テーマは“Visioning Alternatives to Violence”でした。私は Hague Appeal for Peace の取り組みの一環として平和教育を推進するためにカンボジアへ行き、この APPRA 大会には参加できませんでした。

2. 2006 年インドのジャイプールにおける APPRA 大会

2006 年 1 月 5 日から 7 日までインドのジャイプールにあるラジャスタン大学で、APPRA 大会が開催されました。テーマは、「第二次世界大戦後 60 年：平和構築の教訓」でした。1 月 5 日には開会式があり、そこにはガンジーの写真がありました。ガンジーはインドだけでなく国際的に重要な人物ですが、肝心のインドで彼の重要性が忘れられていたそうです。アメリカの公民権運動の指導者であつたマルチン・ルーサー・キング牧師や、南アフリカ大統領になったネルソン・マンデラ氏などに大きな影響を与えましたが、現在でも国際的に大きな影響を与えています。そのような海外の動きを知って、インドで改めてガンジーの偉大さを再認識するようになったという話があつて、驚きました。午後から会議が開催され、ドイツのカルステン・ギーゼ博士の報告がありました。インドとパキスタンの対立関係を改善するために、まずは共同で経済的なプロジェクトに取り組んだらどうかという提案がありました。また反戦だけでなく環境保護を重視する必要性を主張したフランス・ヴェルバーゲン教授の報告などがありました。

その後絨毯を織る所へ、連れて行かれました。商売上手で、巧みに絨毯やマフラーなどを売ろうとしていました。夕方山頂にある古い要塞まで行き、そこで夕食を食べることになりました。星空の下で夕食にすると言われ、まさかと思いましたがその通りでした。真冬にコートを着て夜空の下で香辛料のきいた食事をしながら、ボスニアからオーストラリアへ移住した女性と話をしました。当時博士論文を執筆していましたが、平和の理論だけでは不十分で、実践が重要ではないかなどと話しました。翌日の朝食後、会議の参加者は、バスでジャイプールの街を観光する機会がありました。宮殿博物館へ行きましたが、その一部には武器の展示があり、まるで戦争博物館のようでした。また、ジャンタル・マンタル（天文台）があり、観測儀がいろいろありました。1728 年に作られたそうですが、世界最大の日時計が印象的でした。

「ジェンダーと戦争」に関するテーマの会議では、平和博物館について発表をしました。大阪国際平和センター、平和資料館「草の家」などを例に、平和教育と和解の活動に取り組んでいる平和博物館について発表をしました。小泉首相の靖国参拝や教科書問題に関する報道が多い中、「日本の市民の地道な平和活動の報告は良かった」という反応がありました。フィリピンのソウル・パーピノン女史は、売春をさせられていた女性を救う活動を 25 年前に始め、その女性たちが暮らすことができる所を 5ヶ所設立したこと、日本人等の男性がセックスツアーをしている問題、フィリピンだけでなく世界各国の米軍基地の周辺で女性が売春をさせられている問題とその対策などを報告されました。

インド出身のある女性は、カナダに 37 年間住んだ後、60 歳になってスリランカにおける非暴力平和隊で活動をされていました。2003 年から活動を始め、地域で暴力が行使されないように監視し、安心して暮らせる地域社会の構築に貢献していました。彼女たちが存在するだけで、警察が乱暴に市民を扱うことをしなかったという報告でした。まさにガンジーの非暴力の実践をしているのだと思いました。

またアフガニスタンの女性に関する報告があり、以前女性をこっそりと教育しなければならなかったこと、現在でも女性が苦しんでいるだけでなく、子どもが誘拐されて西洋へ連れて行かれ、安心して暮らせないという報告があつて驚きました。アフガニスタンでは暮らすことができないのか、その女性研究者はアメリカの大学で教えているとのことでした。

夜は会議の参加者とインドの踊りを見る機会がありました。音楽も楽しく、最後には誘われて、舞台上があつていっしょにダンスをすることになりました。

7 日の会議で一番心に残ったのは、哲学者のダグラス・アレン博士の講演で、「私たちには自分たちが思っている以上の力があることを知る必要がある」ということでした。確かに無気力になるのは容易ですが、そうであれば支配者が喜ぶことでしょう。彼は哲学者ですが、地域の人々と共に平和の問題に取り組んでおられ、親しみを感じました。例えば毎年 8 月 6 日には、シャドウプロジェクトと言って、人間が地面に横たわり、それをコークでなぞっていく取り組みだそうです。人々に与える影響が大きいそうです。

ニューデリーでは国立ガンジー博物館へ行きました。ガンジーがインドの独立のために暴力を使わないで闘った様子を学ぶことができるように展示していました。暗殺された時に着ていた服は血に染まり、銃弾も展示してありました。彼がどれだけ民衆に慕われていたかが、暗殺後の葬儀の写真で伝わってきました。アメリカのブッシュ大統領のように武力を行使しないで、また質素な生活をしながら、民衆と共にインドの独立のために闘った生き方から、多くのことを学ぶことができると思いました。また彼が暗殺された場所にあるガンディ・スミムリティ博物館も、訪問しました。子どもでも理解できるように、人形を使ってガンジーの生き方を示していました。一緒に行った高校生の息子の希望で、国立自然史博物館も訪問しました。環境・森林省の下で、環境保護をテーマに、子どもにもわかりやすく展示していました。4 階まで展示がなされていましたが、工場から出る煤煙で空気が汚染されている問題、またヨーロッパでトラの毛皮や蛇の皮をファッションに使うために動物が絶滅の危機に瀕している問題、たばこを吸うと健康に悪いこと、環境に優しいエネルギーについて解説した展示など、どんな環境問題があるのか、また動物や人間の生命、共生について考えさせられました。子どもや大人の環境教育に、とても良い博物館であると思いました。

3. 2009 年台湾における APPRA 大会

2009 年 9 月 10 日から 12 日までに台湾の花蓮における国立東華大学で、APPRA 大会が開催されました。大会はその大学の Cheng Feng Shih 教授と APPRA 事務局長のジョン・シノット教授により、組織されました。テーマは「アジア・太平洋における平和研究と教育：革新と変革」で、65 名が参加し 48 の報告がありました。サブテーマは、「持続性、平和文化の構築、ガヴァナンスと政府の課題」でした。私は作家の早乙女勝元氏たちとイギリスへ旅する予定があり、APPRA 大会は途中までしか参加できませんでしたが、途中まで参加して印象に残ったことを報告します。村上春樹というホテルのレセプションでは、先住民の音楽を三人の若者がギター、ドラム、マラカスを演奏しながら歌っていました。台湾の先住民が、アメリカ先住民アインスの人々と似ているのに驚きました。会場の国立東華大学では台湾の先住民を研究していますが、大会の朝豊作を祝う踊り

を見る機会がありました。そして大会では台湾やアジア・太平洋地域における先住民の文化的政治的権利を求める取り組みに関する報告がありました。午前中本会議があり、午後、私は岡ささはる記念平和資料館と東京にある「わたしの戦争・平和資料館」における平和と和解の努力について研究発表をしました。タイのタマサート大学平和情報センター所長ノチャイワット・アナンド教授により、紛争解決における対話について研究発表がありました。タイでは2004年から仏教徒とイスラム教徒の間の対立のために3000人以上の人々がなくなったそうです。彼の報告で感動的だったのは、アメリカの大学生がピザの配達中14歳の少年に殺されたが、大学生の父親は恨みを乗り越えてその少年の保護者であった祖父とともにアメリカから暴力をなくすための活動を始めるためにタリク・カミサ財団を作ったという話です。相手を許すことで暴力の連鎖を断ち切った例として話されました。

事件は1995年1月21日、カリフォルニアのサンディエゴで起こりました。サンディエゴ大学の20歳の学生であったタリク・カミサさんがピザを配達中、18歳の暴力団リーダーの命令に従ったトニー・ヒックス(当時14歳の少年)に銃で殺されました。息子を殺されたアジムさんは、悲しみを乗り越えるために数日間山で過ごし、どうしたら良いのかを考えました。彼は恨みを抱いて復讐するのではなく、絶望と悲しみを乗り越え、息子の死を無駄にしない生き方を求めました。子どもが子どもを殺すような社会を、変革することを考えたのです。彼は殺人者の保護者である祖父のプレス・フェリックス氏も銃社会の犠牲者であると考え、1995年にタリク・カミサ財団を設立することにしました。多くの友人がその考えを支持してくれることになりました。1995年10月26日アジムさんは自宅に息子を殺した少年の保護者で祖父のプレス・フェリックス氏を招待し、約50人が集まりました。大事な息子と孫を失った2人は抱き合って和解し、タリク・カミサ財団を通して暴力撲滅のために活動を始めました。2人で何万人もの子ども達に、暴力の悪循環を断ち切るために講演活動を始めました。殺人を犯したトニー・ヒックスは、1996年に有罪となり、25年間監獄で生活をするようになって現在も服役中です。彼は2027年に仮出所を許されることになっています。この事件とタリク・カミサ財団についてはウェブサイトを通して、世界中の人々が知ることができるようにしているそうです。

9月11日私は本会議で司会をしました。2001年アメリカで起こったテロ同時多発事件の犠牲者に参加者全員で黙祷を捧げました。本会議におけるインドのクマール・ラヴィンドラ博士の講演では、不正なことに対して非暴力の立場で協力をしないことによって、紛争の解決をすることが重要であるという内容でした。ガンジーの非暴力主義に関する報告でしたが、日本国憲法第9条の戦争放棄、戦力不保持の思想と共通しているのではないかと考えさせられました。

その他興味深い研究発表がいろいろありました。太平洋にあるバヌアツ共和国という国の開発における問題点を指摘した発表。またビルマとタイの国境にいるカレン族は「籠の中の鳥」と同じような状況に置かれているという発表がありました。スリランカにおいては軍事的対立があって漁ができないなどの問題があります。ノルウェーが仲介しようとしたのですが、スリランカの人々が疑問を抱いているそうです。EUの援助は紐付きだが、日本

の援助は紐付きではないので歓迎されているそうです。その背景には東京裁判において、スリランカが日本を許す態度をとったことが関係しているという指摘がありました。フィリピンのミンダナオでは携帯電話、テレビ、ラジオ、パソコン、新聞など持っている人とそうでない人のギャップがあって、暴力事件に対して情報を持っていない人はうまく対応できないという研究発表がありました。

台湾に住んでいるイギリス人研究者のエドモンドさんの報告では、人間が欲望を減らすこと、あるがままの自分を受け入れること、心の平和が必要であると述べていました。心の平和を実現するには、独りになって自分と向き合うことが必要であるとも指摘されていました。大量消費社会における人間の生き方を批判した内容でしたが、他の研究発表と異なって興味深い内容でした。またタイの平和学について研究発表がありました。タイの人々は過去のことを忘れようという傾向があるそうです。平和というのは静かに秩序を守ることであり、人と違う意見があってもそれを表現しないことが求められているそうです。「対立や意見の相違が存在するのは、当然のことである」と考えるのではなく、「対立は避けるべきである」と考えられているそうです。したがって人権問題があっても、個人の問題として考えてしまいがちであるそうです。日本との共通点があり、興味深く思いました。

なおこの大会の報告がオーストラリアで発行されている*Social Alternatives* (Peace-building from Below in Asia-Pacific というテーマ) で出版されました。(Vol. 29, No. 1, 2010)

4. 2011年立命館大学における APPRA 大会

2010年にシドニー大学で開催された IPRA 大会で、事務局長がクインズランド工科大学のジョン・シノット教授から立命館大学の君島東彦教授に変わりました。そして2011年10月14-16日に立命館大学で APPRA 大会が開催されました。テーマは、「アジア・太平洋における平和研究の新しいアジェンダ」でした。100人以上が国内外から参加し、78の報告がありました。ちょうど東日本大震災や原発事故があったので開催について不安がありましたが、君島教授を中心とした大会主催者のおかげで大会に多くの参加者があり成功しました。安斎育郎名誉教授から「3.11後の平和研究のアジェンダ」という基調講演がありました。この講演は大変好評で、コスタリカにある国連平和大学の学術誌 *Peace & Conflict Review* でも紹介されました。さらに原子力の未来に関する特別なセッションがありました。

様々なセッションでは平和研究における課題が幅広く取り上げられました。例えば、芸術と平和、平和教育、平和博物館、東アジアの平和、平和運動、災害の取り組み、人権、ネパールなどです。またレセプションや文化的行事もありました。

なお大会での報告は、NEW PARADIGMS OF PEACE RESEARCH: The Asia-Pacific Context (by Akihiko Kimijima and Vidya Jain (Eds.) Jaipur, India: Rawat Publications 2012) という本として出版されました。なお日本平和学会の多くの会員が参加しましたので、詳細は省きたいと思います。

5. タイのバンコクにおける APPRA 大会

大会のテーマは、Engaging Deadly Conflicts in Asia Pacific with Non-Violent Alternatives でした。全体会

以外に様々なセッションが同時に開かれたので、自分が参加し印象的であった報告について述べてみます。

今回のテーマに関連して、私は「沖繩のガンジー」と言われている故阿波根昌鴻（あはごんしょうこう 1901年3月3日・2002年3月21日）氏が創設された平和資料館「ヌチドウ宝の家」について報告しました。沖繩戦、米軍基地建設への非暴力の反対闘争、平和資料館での平和教育について話すと、インドの Rev. C. P. Auto という若い研究者に話しかけられました。彼は Bishop's House という団体の代表をしています。現在大学院で平和学の開設をしたいが、平和博物館における平和教育について集中講義をしてほしいとのことでした。インドの東にナガランドという州があり、ミャンマーと国境を接しています。インドのひとつの州ではなく、パキスタンやバングラデッシュのように独立したいので、若者の教育に力を入れているそうです。そこで平和博物館について集中講義をしてほしいとのことでした。ただし予算がないので宿泊所のみ提供するとのことでした。インターネットでナガランドについて調べてみますと、美しい山岳地帯のようです。このようなおもしろい出会いもありました。大会では平和教育に関する分科会で司会を2回担当しました。インドの Martin Luther Christian University の Leban Serto 氏は、ドイツの平和団体の援助を受けて、平和構築のために活動している人々を探してインタビューをし、それを展示して若者の平和教育をしています。私は現在立命館大学の国際平和ミュージアムで副館長として平和教育に関わっています。年間約5万人の訪問者のうち、小学生、中学生、高校生が約半数です。ただ展示を見て終わるのではなく、それがきっかけとなって自分も平和のために何かしてみようと考え行動の一步を踏み出すことが重要であると考えています。それを平和ミュージアムでは、「見て感じて考えて、その一步を踏み出そう」と表現しています。平和構築のために活動している人々の展示は、見ていると励まされますので、今後平和博物館で展示をしていくと良いのではないかと思います。

非暴力主義のガンジーやキング牧師など世界で有名な人々がいますし、その他ノーベル平和賞の受賞者の展示をしている平和博物館は、世界であちこちにあります。例えばイギリスのブラッドフォード平和博物館、ドイツのレマーゲン平和博物館、フランスのカーン記念館などです。しかしもっと身近に平和の実現のために活動している人々について発掘、記録、展示していくと、より効果的でしょう。今回は分科会でポスターを張って、様々な人々を紹介していました。例えば、タイのゴソム・アルヤ (Gothom Arya) 氏は、バンコクから南部のパッタニまで1,000km以上平和行進をして、政府軍とタイ南部のイスラム教徒分離派組織の対立問題に取り組んでいます。またタイにおける王政支持派と民主主義を求める人々の和解を求めて、対話の場を提供しています。

最後の全体会で自由に発言する機会があり、2014年9月に韓国ノグリ記念館で第8回平和博物館国際会議の開催予定について紹介したところ、参加したいという人々から声をかけられました。APPRO 大会では旧友との再会だけでなく、新たな友人ができ、それがきっかけで情報交換やその後の交流が発展していくのが、大きな魅力であると思います。まだ APPRO の大会に参加したことのない方は、今後参加することを勧めます。

今回は発表報告を CD に入れて下さったので、スーツケースが軽くてすみました。全体として ASEAN の重要性について考えさせられ、東アジアにおける平和の構築

に生かすことができないかと考えさせられました。

国際会議に参加すると、いつも最大の成果は友達ができることです。これまで知らなかったことを学び、またこちらから情報を発信して交流すると、文化は異なっても相互理解は可能です。その中で信頼関係ができ、連帯ができるようになります。特に女性同士は、とても親しくなれます。仕事、家事、子育て、平和の活動など、国は異なっても共通したことが多いからです。母親は子ども達の未来を真剣に考え、様々な困難があっても、粘り強く活動しています。「母は強し」と言いますが、どの国の母親も同じようです。様々な紛争や対立が存在していますが、女性は仲介をするなど紛争の平和的な解決に大きな役割を果たすことができることを、改めて考えさせられました。今回はパキスタンの Paiman Alumni Trust の Mossarat Qadeem さんが、イスラム教過激派の若者へ母親たちが働きかけることによって民族的対立を解決しようとしているという興味深い報告がありました。日本には母親運動が存在することを知らせると、大変関心を示され、早速以前執筆した原稿を送った次第です。

最後になりましたが、さいごに APPRA 事務局長をされている立命館大学国際関係学部の君島東彦教授、そして2012年から君島教授と共に事務局長になられたインドの Vidya Jain 教授、そしてタイのタマサート大学の Chaiwat Satha-Anand 教授と Janjira Sombattapongsiri 教授に対して、素晴らしい大会を組織されたことに感謝の意を表したいと思います。(山根和代)

アジア太平洋平和研究学会 (APPRO) 研究大会 (2013年11月12-14日) に参加して

台湾そして立命館大学でひらかれたのに引き続きの参加であった。バンコクは20年ぶりとなる。空港から市内に鉄道がつながり、地下鉄や電車で接続している。かつては市内の移動もタクシーやバスだったので、隔世の感がある。もっとも先月末からのデモで道路が封鎖されているのではという懸念があるなか、特別行事と夕食会が行われたタマサート大学へはマイクロバスでいったが、けっこうな渋滞であった。わたくしの最初の海外渡航はタイであった。1980年当時、カンボジア難民をタイが受け入れており、国境付近のキャンプに訪問した。仏教青年会 (YMBA) の活動であった。以降、若い頃、何度か訪れたが、久しぶりのバンコクであった。これまでの研究大会は大学を会場に宿泊は別のところという形であったが、大きなホテルの会議室での開催で、宿泊とも同じ会場での会議は極めて快適であった。チェックインをすましてフェイスブックをあけると片岡さんが到着との投稿があり、さっそく夕食にでかけた。土地柄。東南アジア諸国からの参加者が多かった。メインテーマはこの地域での耐えることのない紛争に関してであった。世界各地の抵抗運動の事例を詳細に検討してみると、暴力的抵抗よりも非暴力的抵抗の方が圧倒的に成功してきたという基調講演があった。

発表は例えば90分に3つから4つの発表が生まれ、質疑や討論をそれぞれするのではなく、すべての発表をおえてから質疑をするという進行であった。司会者が発表者が揃っているかその場で確認するということもあり、欠席者もままあり、発表時間も適宜、まちまちであった。

わたくしの関心は教育であるが、教育に焦点をあつたものも多くあった。インドの Garden of Peace School

(Manivannan) やフィリピンの San Ishidro Elementary School (Rosan)、北星学園大学の平和学の展開(片岡)、フィリピンへのスタディツアー(横山)、平和資料館「ヌチドゥタカラの家」(山根)、宮崎駿のアニメ(秋元)についてなどの発表があった。日本の平和教育があまり海外に知られていないことから、わたくしは自分の報告の中で、昨年の IPE (平和教育研究集会)以降、広島や京都などで積極的に研究会がつけられていること、来年は ESD (持続可能な開発のための教育) の 10 年の最終年を迎えること、平和教育も ESD の重要な分野であるが、位置づけはなされていないこと等を指摘した。プログラムでは、トルコや中国、

タイでの非暴力抵抗運動、南タイやマレーシア、フィリピン、インドネシア、インドでの民族問題、国家による弾圧、パキスタンでの無人機攻撃、紛争後の和解に関する発表等が散見される。タイでの開催ということもあり、宗教と平和にかかわる分科会や特別に宗教に関する対話フォーラムも開かれた。また、平和と観光、平和と音楽という分科会もあり、それらに関して出版もなされたとのことであった。(浅川和也)

エッセイ 平和研究あれこれ

アフリカ外交報道の空洞化現象を憂う

森川 純 (酪農学園大学)

2013年12月5日のネルソン・マンデラ死去のニュースは、特定秘密保護法案の強行採決をめぐる騒然とした状況下においてもマスメディアによって大きく取り上げられた。

マンデラの容態の深刻さは、昨年の夏頃からは周知の事実であったのでメディア側には、いわゆる、Xデーに備えて入念に準備されたマンデラ関連の特集記事なり特別報道番組を作成する時間は十分にあったと考える。しかし実際に提供された日本の主要メディアの報道内容は、残念ながらそうした期待を大きく裏切るものであった。

小論では、ネルソン・マンデラ死去とそれに関する日本の主要紙(朝日、毎日、読売、日経)の社説に通底している問題的側面を指摘したい。その理由は、“当事者感覚”をばかして“非歴史的”、“非政治的”に、日本—アフリカ関連のニュースを伝えても問題なし! とするかのような近年顕著となったアフリカ報道に対するスタンスが、今回の“英雄マンデラ追悼報道”にも端的に現れたと考えるからである。

そうした状況は、本来、社説でも取り上げるべき意義のある問題が、なぜか報道されない状況とコインの裏表のように重なっている。それらの問題には、例えば、以下が指摘されよう。

3・11後であれば、なおさら重要と思われる日本のニジェールでのウラン鉱開発・輸入プロジェクトと環境汚染問題との関連、事実上のアフリカ最後の植民地・西サハラ民族自決問題に対する日本政府の消極的姿勢及びモロッコ軍事占領下にある同地域からの水産資源の密輸入疑惑と資源枯渇への影響。

日本政府は、“アフリカの平和と発展への貢献!”、をキーワードに一連の「アフリカ開発会議」を開催してきていることを考えると西サハラ問題への対応は、正に試金石と言えよう。

日本政府・JICAが、一方でモザンビーク政府とブラジル政府とスクラムを組みつつ、他方で現地の農民側の意向と利益とニーズを軽視、無視する形で進行させている大規模開発プロジェクト＝プロサバンナ計画。同計画には、インフラ整備等多額のODAが投入されることから主権者・納税者である国民に対する説明責任が政府・外務省には求められている。

9・11後の米国によるアフリカを舞台とする対テロ戦争への日本政府による政治・外交・経済・援助による支

援。そしてジブチでの自衛隊基地の設立、ソマリア沖合への海上自衛艦艇と哨戒機の派遣など近年深く、静かに進められている軍事的な手段・方法による関与がある。

話をマンデラ追悼報道の内容分析に戻そう。

各紙の社説に共通していたのは、アパルトヘイト時代の南アの厳しい状況、マンデラが受けた弾圧とそれ乗り越えた骨太のビジョン、強い意志、行動力、リーダーシップ さらに人種差別主義国家から多人種協調の民主主義国家への平和的な移行の実現という歴史的偉業、そしてアパルトヘイト政策終息後の南ア社会が抱える多くの課題とそれへの取り組みの必要性といった、それ自体は、妥当な指摘であった。とは言え、以下に記すような素朴な自問・自答作業さえ行わない——特に、南アと歴史的にも政治・経済的にも浅からぬ関係を維持、発展させてきた——日本のメディア自体が行わないという不思議な横一線の報道が見られるのである。

①なぜマンデラや多数の小マンデラが生まれ、苦しまねばならなかったのか。

マンデラは、ロベン島の監獄につながれた。だが彼自身が理解していたように牢獄は、ロベン島のみでなく南ア自体が巨大な牢獄となっていた。多数の小マンデラが南ア内外で生まれた所以である。

②そういった苦しみは、一体いつ頃から始まり、続いて来たのか。

1948年からなのか。それとも17世紀後半以来の植民地化にそのルーツが辿れるのか。ちなみにマンデラは、植民地国家「南ア連邦」成立後の1918年に生まれる。

③苦しみをもたらした責任は、白人入植者勢力だけにあるのか、あるいは、プレトリア政権を直接・間接に支えた外部勢力にもあるのか。

この点については、各社説とも不問。

④その外部勢力の一つとして日本(政府・財界)も関わっていないかったのか。「名誉白人」＝ジャバニーズ待遇の受け入れや南アの主要貿易相手国＝日本ゆえの国連等による対日批判。

各社説とも不問。

⑤日本国内にも反アパルトヘイト運動はなかったのか。それが日本のアフリカ外交や人権外交さらには日本社会の在り方に肯定的なインパクトと結果をもたらした可能性。

各社説とも不問。

⑥南ア国内と国際社会双方の反アパルトヘイト運動が、環境を超えて繋がることで南アの変革にとって好ましい環境をもたらさなかったか。

各社説とも不問。

⑦南アの脱植民地化への取り組みから日本国家・社会が学び、活かす事柄とは何か。

つまり戦後の日本国家・社会自体が抱える未完の脱植民地化問題への問いかけ。朝日新聞は、在日コリアンに向けられたヘイトスピーチに論及。

⑧メディア人の期待には、過去から今日に至るアフリカ報道をレビューし、その教訓を今後の調査報道活動にどう活かそうと考えているのか。

各社説とも不問。

もちろんこれらの側面を社説という小さなスペースに盛り込むことは、容易ではないだろう。

しかし上記したように国内だけでなく国際社会、特に南ア側の人々の期待にも応え得るような骨子の日本発の社説を構想し、執筆し、掲載することは可能であったのではないだろうか。

もっともその為には、第1にメディア側が政府・外務省側に対して自立したスタンスと関係を保持することが大前提となろう。その上で第2に「大きな絵」の中で時間軸—空間軸—争点群を交差させつつテーマ関連の客観的事実の究明と分析と将来展望の提示が求められよう。だが仮にメディア側が、日本—アフリカ関連報道で第1の大前提を保持していなかったとしたら、その報道内容は、外務省当局者側が喜び、安心するものとなろう。実際、外務省の日本—アフリカ関連報道では、当事者感覚をばかし、非歴史的、非政治的にメッセージを発信してきているからである。ご都合主義的な「アフリカに貢献した日本人：野口英世」といった恐らく本人自身が驚くであろうような発信もあるが。

上記の憂うべき現象は、ポスト冷戦時代に外務省当局者が強く主張し始めた政界・官界・財界・メディア界・学界・NGO界・地方自治体等による“オール・ジャパン”体制での外交問題への対応！と連関されているのだろうか。筆者の判断は、残念ながら、Yes、である。その訳は、“オール・ジャパン”と言っても、司令塔は、外務省にあり、外務官僚が良し、とする外交推進体制となるからである。以上の構図から見ると、権力から自立したマスメディアの役割と責任は、むしろ従来以上に大きくなってと言わざるを得ない。

ここで視線を1960年代後半から1980年代末の冷戦終結に至る期間に移してみたい。と言うのは、この時代のマスメディアによる日本—アフリカ関係の報道には読者側の期待に応えうる内容が少なくなかったからである。当時の日本のマスメディア一般においては、客観的事実の究明と権力監視活動を行うために、オーソドックスで伝統的でもある歴史的・政治的分析と現場での包括的調査との統合が重視されていたように思われる。仮にそうした姿勢が現在まで継承されていれば、例えば、当時の日本の外交政策決定者の「アフリカ民族会議」

(ANC) に対する認識と評価がどのようなものであり、また冷戦思考に基づく否定的なANC観が果たして妥当であったか否かに関する以下の様な興味深い証言を発掘し一つの判断材料として読者に紹介し得たのではないだろうか。

南アフリカ “(a) 内政面では、85年に入って黒人居住区における暴動は一層拡大したが、これに対し南ア政府は7月21日非常事態宣言を布告したため、暴動と

弾圧が連鎖し、さらに同年後半には反アパルトヘイト組織であるANC(アフリカ民族会議)の破壊・テロ活動が頻発するなど、同年を通じて緊迫した事態が続いた。” 1986年版の『外交青書』228頁。

要点は、マンデラがテロリスト組織の最高指導者、として日本の外交政策決定者に理解され対応されていたことである。1986年当時、マンデラは、68歳。8年後の1994年にマンデラは大統領に就任する。日本政府は、9年後の1995年にマンデラを「国賓」として招くのである。外交政策決定者が、ある人物、ある勢力、ある国家をどう認識し評価するかは、極めて重要な問題である。なぜならそれによって自国の具体的な対応がまた規定され、さらに国民は、そうした知られざる規定と対応から大きな影響を受けざるを得ないからである。

マンデラは、テロ組織の親玉から国賓となった。だが認識と評価に関わる問題は、過去の話ではなく現在も続いている。例えば、それは、9・11後のアメリカによる対テロ戦争、特に中東・アフリカにおける日本政府による積極的な関与政策には、前提として、当該地域がどのような現状にあるのか、誰がテロリストであるか否か、何処で、どのように対応し、その結果、どのような状況にあるのか、といった現状認識が重要となる。だが日本の外交政策決定者に、そうした現状認識を得るための資源や手段や組織が不足している。頼るのは、シニア・パートナーであるアメリカ政府となろう。米国政府は、現状認識に基づいた対応策を発動する。言い換えれば、日本は、“借り物の現状認識”の下で米国の対応策にその時々々の国力に応じた参加、協力をせざるを得ないし、実際にそうして来たのではないだろうか。

アフリカ問題なり危機とされるもの多くが、実は、見当外れの現状認識でありながら自信過剰とも言える対応をしてきた米国やそのジュニア・パートナー達の問題行動の産物である可能性は高い。

最後にマンデラの赦しと和解の精神に対する外部勢力側の対応について述べておきたい。

1990年前後の時代、日本政府と財界にとって幸運な機会が訪れる。

それらには、①冷戦の終結、②ソ連の崩壊とアフリカからの東側勢力の撤退、③マンデラ釈放とアパルトヘイト政権の退場と黒人多数派(ANC)政権の誕生、④アフリカ諸国一般の経済困難に伴う西側先進国・資本の影響力増大、であった。①-②-④は、かつての西側優位のアフリカ国際秩序回帰を意味するものであった。またアフリカ諸国には、もはや資本主義的な発展モデルを採用する道しか事実上、残されていなかった。③は、ANCがかつて経済制裁破りの国々には、政権奪取後には逆制裁もあり得ることを主張していたこともあり日本政府・財界は、その成立を警戒していた。

しかし1994年に出生したマンデラ政権は、国際政治経済に圧倒的な力を保持する西側諸国・資本との緊密な関係の維持により南アの経済成長を促進させつつ斬新主義的に改革を進める方針を採用する。

言い換えるとアパルトヘイト時代の欧・米・日の政府と企業の問題行動は、免罪されるのである。

この不都合な真実を咎めず和解の手を差し伸べる、マンデラ政権の判断は、南ア国内の黒人社会一般はともかく、西側諸国・資本には、当然のことながら大歓迎されるのである。

それは、欧米日の主要メディアによるマンデラ賛辞一色の追悼報道内容と弔問外交への多くの西側指導者の参加によっても表現される。

日本の冷戦・アパルトヘイト時代のアフリカ政策は、多くの独立アフリカ諸国との友好・協力関係の樹立と増進に取り組みつつ、他方でアフリカ最大・最強の反共国家・経済大国である南アとも緊密な関係を結ぶという「二元外交」であった。従って日本に対する不信、不満、批判は、南ア国内の反アパルトヘイト勢力やブラック・アフリカ諸国において絶えず、くすぶっていた。そのため日本政府・外務省は、一方での巧妙なレトリック外交と親西側・非同盟主義のブラック・アフリカ諸国に対する援助や招待外交や経済使節団の派遣などによって対日批判の沈静化に努める。

だが水面下の不満は続いた。従ってアパルトヘイト政権が退場し、現実主義のマンデラ政権が逆制裁どころか、米・欧・日の政府・資本との協調路線を採択したことで、日本のアフリカ外交を長い間悩ませた「のどに刺さった魚の骨」が幸運にも抜けるのであった。

かつてのアパルトヘイト政権の後ろ盾の一員であった日本政府・資本に対するマンデラの赦しを考える際に、筆者には、日本の過酷な植民地主義支配、軍事占領の犠牲となったアジア諸国側から出された目線、姿勢、“許そう、しかし決して忘れない！（Forgive but Never Forget）”が重なる。

この言葉は、日本国家、社会、人々が歴史を直視し、教訓を引き出し、それを隣人との友好的、互恵的な関係の再構築と発展に繋げることを強く期待する言葉である。そうした期待に応える日本の再建をアジア側から祈念した言葉ではなかっただろうか。

アパルトヘイト政権を支えた米・英・仏・独・日等の政府と企業に対するマンデラの一方的な赦しには、新生南アを取り巻く厳しい客観的状況に対する現実政治的な判断と他方での外部勢力自身が反省し、その上で新たな関係性を構築するよう努力することを期待した可能性がある。しかしまた、同じ政治的リアリズムから、そうはならないだろうとの冷めた眼が同居していた可能性もある。マンデラや多くの小マンデラから投げつけられたボールを我々がどう返すのかが問われているのではないか。

日本平和学会第 21 期役員

(2014 年 1 月 1 日～2015 年 12 月 31 日)

【執行部】

会 長 : 佐々木寛
 副会長 : 我部政明・竹中千春
 企画委員長 : 君島東彦
 編集委員長 : 小田博志
 広報委員長 : 堀芳枝
 国際交流委員長 : 古沢希代子
 学会賞選考委員長 : 遠藤誠治
 平和教育プロジェクト委員長 : 奥本京子
 「3・11」プロジェクト委員長 : 蓮井誠一郎
 戦後 70 年プロジェクト委員長 : 島袋純
 将来構想プロジェクト委員長 : 黒田俊郎
 事務局長 : 浪岡新太郎

【理事】 ※50 音順。*は地区代表者。

北海道・東北 小田博志 *清末愛砂 鳴原敦子
 関 東 阿部浩己 石田淳 *内海愛子 遠藤誠治 大橋正明 勝俣誠 佐伯奈津子 酒井啓子
 篠田英朗 高原孝生 竹中千春 竹峰誠一郎 浪岡新太郎 蓮井誠一郎 平井朗
 松田クラークセンさやか 古沢希代子 堀芳枝 毛利聡子 最上敏樹 横山正樹
 中部・北陸 黒田俊郎 *児玉克哉 佐々木寛 山田哲也
 関 西 秋林こずえ 奥本京子 *木戸衛一 君島東彦 土佐弘之 峯陽一 山根和代
 ロニー・アレキサンダー
 中国・四国 *佐渡紀子 高橋博子
 九 州 大平剛 *木村朗
 沖 縄 我部政明 島袋純 *高良鉄美

【監 事】 磯村早苗

【委員会】 *は委員長

企画委員会 秋林こずえ 五十嵐誠一 萩原能久 長有紀枝 勝間靖 川崎哲 *君島東彦 金敬黙
 五野井郁夫 清水奈名子 藤岡美恵子 松田クラークセンさやか 毛利聡子
 編集委員会 *小田博志 黒崎輝 佐藤史郎 浪岡新太郎 福武慎太郎 松田クラークセンさやか
 広報委員会 浅川和也 阿部浩己 内田みどり 上野友也 木村朗 *堀芳枝 山田哲也
 国際交流委員会 *古沢希代子
 学会賞選考委員会 *遠藤誠治
 平和教育プロジェクト委員会 *奥本京子
 平和博物館担当 福島在行 山根和代
 平和教育及びワークショップ普及担当 上杉勇司 片野淳彦 ロニー・アレキサンダー
 「3・11」プロジェクト委員会 藍原寛子 鳴原敦子 高橋博子 竹峰誠一郎 *蓮井誠一郎 平井朗
 戦後 70 年プロジェクト委員会 *島袋純
 将来構想プロジェクト委員会 石田淳 近江美保 *黒田俊郎 佐渡紀子 前田幸男

事務局

*浪岡新太郎 吉澤文寿

【40 周年企画ワーキンググループ】 *はワーキンググループ主任

『平和研究 20 の論点』ワーキンググループ

*遠藤誠治 黒崎輝 佐伯奈津子 高原孝生 墓田桂 山田哲也

『戦争と平和を考えるドキュメンタリー50 選』ワーキンググループ

*石田淳 内海愛子 我部政明 東大作 最上敏樹

日本平和学会分科会及び分科会代表者一覧

(2014年1月31日現在)

①平和学の方法と実践	責任者：遠藤誠治
②憲法と平和	責任者：君島東彦
③東南アジア	責任者：日下部尚徳
④植民地主義と平和	責任者：佐伯奈津子・藤岡美恵子
⑤軍縮・安全保障	責任者：佐渡紀子
⑥アフリカ	責任者：篠原収・藤本義彦
⑦環境・平和	責任者：平井朗・嶋原敦子
⑧平和教育	責任者：杉田明宏
⑨ジェンダーと平和	責任者：森玲子
⑩平和文化	責任者：鈴木則夫・渡辺守雄
⑪発展と人間安全保障	責任者：原田太津男・佐藤元彦
⑫難民・強制移動民研究	責任者：小泉康一
⑬非暴力	責任者：伊藤武彦・松本孚
⑭グローバルヒバクシャ	責任者：高橋博子・竹峰誠一郎
⑮平和と芸術	責任者：福島在行
⑯公共性と平和	責任者：玉井雅隆
⑰ジェノサイド	責任者：石田勇治
⑱平和運動	責任者：清水竹人・木村朗
⑲戦争と空爆問題研究会	責任者：荒井信一・伊香俊哉・前田哲男
⑳琉球・沖縄	責任者：松島泰勝

分科会責任者連絡会議世話人 平井 朗 (2014年12月まで)
同 副世話人 佐渡紀子 (2014年12月まで)

*連絡先については学会ホームページで各分科会のページを参照してください。

日本平和学会ニューズレター Vol.21 No.1 (2014年4月25日発行)

発行所：日本平和学会第21期事務局

明治学院大学国際学部国際学科 浪岡新太郎研究室
〒244-8593 横浜市戸塚区上倉田 1518
e-mail:psaj@prime.meijigakuin.ac.jp

<http://www.psaj.org/>

編集：日本平和学会広報委員会
委員長：堀芳枝 編集担当：内田みどり・上野友也